

年少非行に関する研究（第3報）

Ⅱ 地域ケアシステムの機関連携

部会長 研究第6部

部会員 研究第6部

石井 哲夫

権平 俊子・神田 久男

山本 清恵・吉川 政夫

下平 幸男（厚生省児童家庭局企画課）

翁川 通輝（東京都児童相談センター）

Ⅰ はじめに

昭和56年度において、本研究班は、年少非行防止のための地域ケアシステムがどのようなものであるかを調べるためのパイロットサーベイを行なった。すなわち神奈川県厚木児童相談所管内の泰野市と海老名市の2市における少年相談活動の実態について現地調査を中心に検討したのである。この結果、年少非行に関する社会福祉、教育、警察との連携が相談機関の人たちの地位とか経歴によって緊密化することがわかってきた。つまり我国の行政機構のタテ割系列毎の文化が、相互の連携を妨げていて、この壁を緩和するためには、その中にある人たちの識見とか、複数の行政系列機関にかかわる地位や経歴如何によるものと思惟されるものであった。そこで、このことが、多くの年少非行防止の機関毎に確実に言えるものであるか否かを確かめてみる必要性を感じ、改めて関連諸機関毎への調査を試みることにしたのである。

昭和57年度における年少非行に関する研究は、とりあえず東京都内の世田谷区を選び、地域ケアシステムについて調べることにし、教育機関と父母の会と警察関係および児童相談所に機関相互の連携状況の調査表を配布することにした。この調査は、あくまでも予備的調査であり、本調査は、58年度に神奈川県において行うことを考えている。東京都内の世田谷区を選んだ理由は、たまたま、世田谷区における対象機関に知人がいたためと、東京都内の実情をまず知りたかったからである。

この調査研究を実施するにあたって、厚生省児童家庭局企画課の下平幸男児童福祉専門官からの示唆が大きかったことと、東京都児童相談センターの翁川通輝判定課長の協力が得られたことを記し、感謝の意を表するものである。

Ⅱ 調査研究の目的

本調査研究は、年少児に対する地域ぐるみの非行防止活動並びに非行防止関係諸機関の連携の実態とそのあり方を探ることを目的とする。

Ⅲ 調査研究の方法

1. 調査地域 東京都内（世田谷区）

2. 調査対象機関及び標本数

① 小学校（公立）	64 サンプル
② 小学校PTA	64 "
③ 中学校（公立）	32 "
④ 中学校PTA	32 "
⑤ 教育相談室	2 "
⑥ 児童相談室	1 "
⑦ 警察署	4 "
⑧ 少年センター	2 "

計 201 サンプル

3. 標本の抽出方法

年少児の非行防止活動を実施する主要機関を調査対象として選び、対象となった各々の関係機関を構成する機関のすべてを標本として抽出した。すなわち、1機関を1サンプルとしたが、教育相談室と少年センターについては1機関につき2サンプルを抽出した。

4. 調査方法 各機関に調査票を郵送し、結果を回収した。

5. 調査事項

- ① 各機関における年少非行防止活動の実態
- ② 年少非行防止活動に関する機関間の連携協力の実態と連携協力に対する意識
- ③ 年少非行の原因とその改善策に対する意見

6. 回収結果

① 小学校

調査対象サンプル	64
有効回収数	21
回収率(%)	32.8

② 小学校PTA

調査対象サンプル	64
有効回収数	12
回収率(%)	18.8

③ 中学校

調査対象サンプル	32
有効回収数	6
回収率(%)	18.8

④ 中学校PTA

調査対象サンプル	32
有効回収数	9
回収率(%)	28.1

⑤ 教育相談室

調査対象サンプル	2
有効回収数	1
回収率(%)	50.0

⑥ 児童相談所

調査対象サンプル	1
有効回収数	1
回収率(%)	100.0

⑦ 警察署

調査対象サンプル	4
有効回収数	1
回収率(%)	25.0

⑧ 少年センター

調査対象サンプル	2
有効回収数	2
回収率(%)	100.0

⑨ 全体

調査対象サンプル	201
有効回収数	53
回収率(%)	26.4

IV 結果と考察

つぎに、調査結果の分析についてであるが、本調査における質問項目は、「1. 年少非行の予防活動について」「2. 他機関（組織）との連携について」「3. 年少非行の原因とその改善策について」という3つの柱から構成されており、ここではそれぞれの質問ごとに結果を整理し、検討を加えることにした。ただ、今回の調査で回答が得られたのは、数の上では小学校、中学校、それにPTAに集中しているので、結果の検討にあたってはそれらを中心に行い、児童相談所、教育相談室、少年センター、警察などの結果については比較対象群として、参考程度にとどめる。

尚、図表の見方であるが、つぎの3点について特に留意されたい。

① 各機関名（または組織名）と併記されているカッコ内の数は、回答をよせた機関（組織）の数を示している。

② 表の中で、数が何も記載されていない欄は、それに該当する回答がまったくなかったことを意味している。

問Ⅰ-1 あなたの所属する機関（または組織）では、年少児の窃盗、たかり、シンナーなどの非行、または、それに発展するとみられる行動を発見した時、その措置について申合わせによるきまりがありますか。該当する項目に○印をつけてください。

1) ある

具体的には

- ① 主に親に連絡
- ② 主に警察に連絡
- ③ 主に学校に連絡

機関名記入

- ④ 児童相談所などの機関（ ）に連絡
- ⑤ 本人に説諭
- ⑥ 非行の内容、少年の年齢などによって一応のきまりがある
- ⑦ その他（ ）

2) ない

具体的には

- ⑧ あった方が良くと思う
- ⑨ その必要はない

③ 「計」の欄に示されているパーセンテージは、同一機関（組織）から複数の回答があった場合でも、回答をよせた機関（組織）の合計、すなわち「53」を母数としてすべて算出している。

1. あなたの機関（組織）の年少非行の予防活動について

ここでは、各機関で実施している年少非行の予防活動について、その具体的な内容、効果、今後の改善点などを中心に検討しようとするものである。

措置について申合わせによるきまりの有無

まず、非行、または非行に発展するとみられる行動を発見した際の措置に関するきまりの有無については、全体の75.5%までが申合わせによるきまりをもち、非行に対して効果的に対処していることになる。‘ない’と答えた児童相談所と教育相談室の場合、特にきまりは設けずに、非行の内容や状況によって、その事例にとってより適切と思われる柔軟な対処をとっているという意味であり、非行に対する措置があいまいであるというわけではない。また、小学校・中学校PTAでは、‘ある’・‘ない’が相半ばしているが、これはPTAという組織がもつ性質上むしろ当然といえる結果であり、PTAが非行に対する措置について実際にきまりを設けているというのは、現状では理想に近い形といえよう。

措置の具体的な内容

つぎに、措置の具体的な内容であるが、小学校、中学校では「④主に親に連絡」し、同時に「⑤本人に説諭」というのが一般的である。PTA、すなわち父兄が子どもの非行を発見した時は、「③主に学校に連絡」というのも、これまた常識的な方法である。

非行予防活動に対するとりくみの程度

各機関における非行予防活動に対するとりくみの程度は、重点的に実施している機関が児童相談所や警察も含め全体の1/4に達している。残りの3/4は十分とは言えないが一応実施しており、現在まで何の活動もしてこなかった機関は皆無である。これは最近の年少非行の増加傾向に伴う各機関の積極的なとりくみを反映している。

非行予防に関する活動状況

各機関でこれまでに実施してきた非行予防に関する具体的な内容については、自由記述によって回答を得たが、その内容をまとめると、表4に示してあるように16のカテゴリーに分類することができる。そこでこのカテゴリーに基づいて、それぞれの機関の活動状況を集計してみよう。

① 小学校では、生活指導や学級指導、及び道徳教育などを通して、子どもの非行を未然に防止しようとする傾向が一つある。と同時に、学校側がPTAに対して、

表1 措置について申合わせによるきまりの有無

項目	児童相談所(1)	小学校(2)	小学校PTA(12)	中学校(6)	中学校PTA(9)	教育相談室(1)	少年センター(2)	警察(1)	計(%)
1) ある		20	6	6	5		2	1	40(75.5%)
2) ない	1	1	6		4	1			13(24.5%)
計	1	21	12	6	9	1	2	1	53

表2 措置の具体的な内容

	1) 措置のきまりが「ある」							2) 「ない」		
	①親	②警察	③学校	④他機関	⑤本人説諭	⑥一応のきまり	⑦その他	⑧あった方がよい	⑨必要ない	無回答
児童相談所(1)									1	
小学校(2)	16		3		13	1				2
小学校PTA(12)	2		6					4	1	1
中学校(6)	5		2	1	5					
中学校PTA(9)			6				1	1	2	
教育相談室(1)										
少年センター(2)		1								
警察(1)	1									
計(%)	24(45.3%)	1(1.9%)	17(32.1%)	1(1.9%)	18(34.0%)	1(1.9%)	2(3.8%)	5(9.4%)	5(9.4%)	3(5.7%)

問Ⅰ-2 現在、あなたの所属する機関(組織)では、年少児の非行化を防止するための活動をどの程度実施していますか。

- 1) 重点的に実施している
- 2) 十分とは言えないが、一応している
- 3) 現在はしていないが、今後は実施する方針である
- 4) これまでしていないし、今後も実施する計画はない

表3 非行予防活動に対するとりくみの程度

項 目	児童相談所(1)	小学校(2)	小学校PTA(3)	中学校(6)	中学校PTA(9)	教育相談室(1)	少年センター(2)	警 察(1)	計 (%)
1) 重点的に実施	1	6	1	2	2		1	1	14(26.4%)
2) 一応実施		15	11	4	7	1	1		39(73.6%)
3) 今後は実施									0 (0%)
4) 実施の計画なし									0 (0%)
無 回 答									0 (0%)

※ 以下Ⅰ-3、Ⅰ-4、Ⅰ-5は問Ⅰ-2で1)、2)に○印をつけた方のみお答えください。

問Ⅰ-3 これまで実施してきた非行防止活動とは、主にどのような内容のものですか。具体的にお書きください。

- ア)
- イ)
- ウ)
- エ)
- オ)

表4 非行予防活動のカテゴリー

- 1) 学校における児童に対する生活指導を徹底、充実させる。
- 2) 学級指導を徹底、充実させ、生徒会活動などの児童の自治活動を援助する。
- 3) 道徳教育などを通じて「きまりの遵守」を徹底させる。
- 4) 授業内容を児童の進捗に合わせて興味あるものにし、落ちこぼれ児童をなくす。
- 5) 児童の地域社会活動(例、ボランティア、清掃など)への参加、及びそこでの望ましい人間関係の育成、指導。
- 6) 親や子どもとの個別相談、指導及び家庭との親密な関係づくり。
- 7) 職員の非行予防に対する共通理解、及び非行に関する研究、研修の充実。
- 8) 自治会組織、地域住民、PTA等、大人への非行予防に関する啓蒙、広報の促進。
- 9) 自治会組織、地域住民、PTA等の連絡、連携を強化し、活動の充実をはかる。
- 10) 自治会組織、地域住民、PTA等による校外パトロール、一声運動。
- 11) 職員(教師、警察官など)による校外パトロール、一声運動。
- 12) 同系機関あるいは組織(例、小学校と中学校)との連絡、連携の強化。
- 13) 他機関との連絡、連携の強化。
- 14) 非行化に関する環境の整備。
- 15) その他。
- 16) 無回答。

石井他：年少非行に関する研究（第3報）

表5 非行予防に関する活動状況

項目	児童相談所(1)	小学校(2)	小学校PTA(2)	中学校(6)	中学校PTA(9)	教育相談室(1)	少年センター(2)	警察(1)	計(%)
1) 児童に対する生活指導の徹底・充実		9	2	3					14(26.4%)
2) 学級指導・生徒活動の促進・充実		6	1	3					10(18.9%)
3) 道徳教育・きまりの遵守の徹底		6		5	1			1	13(24.5%)
4) 授業内容を興味あるものに		1		2					3(5.7%)
5) 児童の地域社会活動参加		3	2	3			1	1	10(18.9%)
6) 親・子との個人相談・指導	1	2	1	2	1	1			8(15.1%)
7) 職員の共通理解・非行の研究	1	4	1	1	4	1			12(22.6%)
8) 住民に対する啓蒙・広報	1	4	2	2	1		1		11(20.8%)
9) 住民の連携強化・活動促進		10	4	3	3				20(37.7%)
10) 住民による校外パトロール		5	5		3		2		15(28.3%)
11) 職員による校外パトロール		3	4		2			1	10(18.9%)
12) 同系機関との連携の強化		4	1	1	4				10(18.9%)
13) 他機関との連携の強化	1	1			4			1	7(13.2%)
14) 環境の整備		3	1						4(7.5%)
15) その他		2							2(3.8%)
16) 無回答		1							1(1.9%)

非行予防に関する啓蒙・広報を充実させ、父兄同士の連携を強化し、さらには、校外パトロールや一声運動のように、父兄みずからの自主的な活動を援助しようとする動きがあることも見逃すことはできない。つまり、小学校が父兄の自主的な活動に期待するところはかなり大きいことになる。

② 一方、中学校では、父兄の予防活動よりも生活指導や道徳教育など、学校内での教育を徹底、充実させることによって、規則正しい生活やきまりを守る習慣を身につけさせ、生徒の非行化を予防することに重点が置かれている。

③ これに対し、中学校PTAでは、父兄による非行予防活動は当然のことながら、非行に対する理解を深め、

他の中学校のPTAや、児童相談所、警察など、他機関との連携を強化しようとする動きが認められる点は、小学生と異なり、中学生の非行が広域化、複雑化しているという傾向を如実に反映していると考えられよう。

④ 児童相談所、教育研究所、少年センター、警察などの具体的な活動内容については、それぞれの機関がもつ機能や特徴がそのまま反映されたものになっている。

重視した非行予防活動

では一体、それぞれの機関はどのような活動を特に重視してきたのであろうか。結果を要約すると、

① 小学校では、生活指導や学級指導の充実、徹底を計り、父兄相互の連絡を密にして、父兄や教職員による校外パトロールなどを重点的に実施している点は、問I

問I-4 上記I-3の内で、特に重視してきた活動は何ですか。記号でお答えください。
(記号:)

表6 重視した非行予防活動

項 目	児童相 談所(1)	小学校 (2)	小学校 PTA(2)	中学校 (6)	中学校 PTA(9)	教育相 談室(1)	少年セ ンター(2)	警 察 (1)	計 (%)
1) 児童に対する生活指導の徹底・充実		6	1						7(13.2%)
2) 学級指導・生徒活動の促進・充実		5	1	1					7(13.2%)
3) 道徳教育・きまりの遵守の徹底		1		2	1			1	5 (9.6%)
4) 授業内容を興味あるものに		1							1 (1.9%)
5) 児童の地域社会活動参加		1	1				1		3 (5.7%)
6) 親・子との個人相談・指導	1		1	2	1	1			6(11.3%)
7) 職員の共通理解・非行の研究		1	1	1	1				4 (7.5%)
8) 住民に対する啓蒙・広報	1	1			1				3 (5.7%)
9) 住民の連携強化・活動促進		3			2				5 (9.6%)
10) 住民による校外パトロール		3	1		1		2		7(13.2%)
11) 職員による校外パトロール		4	3		1				8(15.1%)
12) 同系機関との連携の強化		1		1					2 (3.8%)
13) 他機関との連携の強化	1								1 (1.9%)
14) 環境の整備			1						1 (1.9%)
15) その他									0 (0%)
16) 無回答		3	2		1				6(11.3%)

問Ⅰ-5 また、上記Ⅰ-3の内で、特に効果のあがった活動は何ですか。記号を記入し、できれば効果の具体的な内容についてもお書きください。

(記号：)

効果の具体的な内容：

- 3の結果とほぼ一致している。

② 他の機関では、それぞれの機関ごとに特に重視している活動は異なり、一貫した傾向は認められない。

③ 警察が「3) 道徳教育・きまりの遵守の徹底」を重視しているのは、万引や自転車盗など、非行の初期段階で子どもを補導し、善悪の判断を理解させ、きまりを守るよう説諭することによって、非行が深刻化するのを防ぐことに重点を置いている、という意味である。

効果のあがった非行予防活動

各機関がさまざまな非行予防活動を実践していく中で、特に効果のあがった活動は何であるかを把握することは、今後、さらに有意義な活動を推進していく際に一つの大

切な指針となる。

① 全般的に見ると、特に目立った傾向は認められず、問Ⅰ-4で各機関が「特に重視した」としてあげた活動のうち、およそ70%までが結果的に効果があったと報告していることになる。これは別の見方をすれば、現状では非行予防に対して決め手となるような方策が、今だに見い出されていない、ともいえよう。

② 小学校では、生活指導や学級指導、徹底、充実が効果をあげたことになるが、その具体的な内容としては、「生徒が自分からあいさつをするようになり、ことばづかいもていねいになった」「教師と生徒、あるいは生徒同士の人間関係が深まり、信頼感も芽ばえてきた」といった

石井他：年少非行に関する研究（第3報）

表7 効果のあがった非行予防活動

項 目	児童相 談所(1)	小学校 (2)	小学校 PTA(2)	中学校 (6)	中学校 PTA(9)	教育相 談室(1)	少年セ ンター(2)	警 察 (1)	計 (%)
1) 児童に対する生活指導の徹底・充実		4							4 (7.5%)
2) 学級指導・生徒活動の促進・充実		5	1	1					7(13.2%)
3) 道徳教育・きまりの遵守の徹底		1		1					2 (3.8%)
4) 授業内容を興味あるものに		1							1 (1.9%)
5) 児童の地域社会活動参加		1	1	1				1	4 (7.5%)
6) 親・子との個人相談・指導				2	1	1			4 (7.5%)
7) 職員の共通理解・非行の研究			1	1	1				3 (5.7%)
8) 住民に対する啓蒙・広報					1				1 (1.9%)
9) 住民の連携強化・活動促進		2	1		1				4 (7.5%)
10) 住民による校外パトロール		5	1				2		8(15.1%)
11) 職員による校外パトロール		4	2						6(11.3%)
12) 同系機関との連携の強化			1	1	1				3 (5.7%)
13) 他機関との連携の強化									0 (0%)
14) 環境の整備		1	2						3 (5.7%)
15) その他									0 (0%)
16) 無回答		4	3		4				11(20.8%)

報告がなされている。また、父兄相互の連絡を密にし、父兄や教職員による校外パトロールや声運動を積極的に実施することによって、ゲーム・センター等への出入りなど、問題の早期発見が可能になったという報告も2～3見られた。

非行予防活動に対する妨害要因

今後、更に、年少児の非行防止活動を効果的に推進していく際に、それを妨げる要因は何か、という点について該当する項目から順に番号をつけてもらったが、集計の結果、順位づけそれ自体にはあまり意味が認められなかったもので、回答を得た項目のウエイトをすべて1としてまとめたのが表8である。結果を全般的に見ると、妨害要因として最も高い得点を得たのが「3）具体的な方策が確立していない」「4）他の仕事が忙しく、時間的な余裕がない」「7）構成員の経験、知識が不十分」「8）機関（組織）の権限に限界がある」（いずれも35.8%）といった項目で、これに「11）住民の理解、協力を得るのが困難」（32.1%）が続いている。

これを各機関別に見てみると、

① 小学校では、非行予防のための具体的な方策が確立されていないし、もしそうした活動を実践して行こうとしても、それに割くだけの時間的な余裕がなく、しかも父兄や地域住民の理解、協力を得るのが困難であると考えているようである。

② 小学校PTAでは、具体的な方策をもっていないだけでなく、父兄が非行防止活動に参加した経験が少ない上に、非行に関する知識が不十分であるといった点が、効果的な活動を推進していく際の主な妨害要因となっている。

③ 中学校、及び中学校PTAでは、多発する生徒の非行に対して、積極的にとりくんで行こうとしても、教師や父兄の権限には限界があるために、どうしても十分な対応ができない、ということをも最も強く感じているようである。

④ 教育相談室と少年センターでは、職員の非行防止に対する経験、知識が不十分であるのと、他機関との連携がスムーズにいかない、という2点が共通にもつ悩みとなっている。

問Ⅰ-6 今後、更に、年少児の非行防止活動をより効果的に推進していく際に、あるいは新たに非行防止活動を実施する際に、それを妨げる要因はどこにあると思いますか。下記の表の各項目の中から、最もよく該当する項目から順に、3項目を限度として番号をつけてください。

(ここにあげてある項目以外に要因が考えられる場合は、“その他”の項に記入してください)

効果的な非行防止活動の実現を妨げる要因について、あなたの所属する機関(組織)で、今後、改善が可能な項目には○印、不可能な項目には×印をつけ、できればその理由についても書いてください。

項 目	1. 順位	2. 可能性の有無	3. その理由
1) 非行防止以外の対策に重点が置かれている。 2) 非行防止に対する考え方がまちがっている。 3) 非行防止のための具体的な方策が確立していない。 4) 他の仕事が忙しく、時間的な余裕がない。 5) 非行防止対策のための予算が不十分。 6) 構成員の数が不足している。 7) 非行防止に対する構成員の経験、知識が不十分。 8) 機関(組織)の権限がある。 9) 構成員の年齢が高齢なため、思うように動けない。 10) 他機関(組織)との連携がスムーズにいかない。 11) 社会、地域住民の理解、協力を得るのがむずかしい。 12) 親の育て方、価値観に問題があり、改善がむずかしい。 13) テレビ等、マスコミの悪影響が強すぎる。			

表8 非行予防活動に対する妨害要因

項 目	児童相談所(1)	小学校(2)	小学校PTA(12)	中学校(6)	中学校PTA(9)	教育相談室(1)	少年センター(2)	警察(1)	計(%)
1) 他の対策に重点が置かれている		2	2		1				5(9.4%)
2) 考え方がまちがっている		1	2	1	1				5(9.4%)
3) 具体的な方策が確立していない		9	5	3	2				19(35.8%)
4) 時間的な余裕がない		10	3	2	3		1		19(35.8%)
5) 予算が不十分	1	2		1					4(7.5%)
6) 構成員の数が不足	1	5	2	1	1		2		12(22.6%)
7) 構成員の経験、知識が不十分	1	6	7		3	1	1		19(35.8%)
8) 構成員の権限に限界がある		4	4	5	6				19(35.8%)
9) 構成員の高齢化			1	1					2(3.8%)
10) 他機関との連携がスムーズにいかない		2	1		3	1	1		8(15.1%)
11) 住民の理解、協力を得るのが困難		9	3	2	2		1		17(32.1%)
12) 親の育て方、価値観に問題		4		1	2				7(13.2%)
13) マスコミの悪影響		1			1				2(3.8%)

表9 改善の可能性の有無

項 目	改善の可能性「あり」 (%)	改善の可能性「なし」 (%)
1) 他の対策に重点が置かれている	4 (7.5%)	1 (1.9%)
2) 考え方がまちがっている	3 (5.7%)	3 (5.7%)
3) 具体的な方策が確立していない	18 (34.0%)	1 (1.9%)
4) 時間的な余裕がない	8 (15.1%)	9 (17.0%)
5) 予算が不十分	5 (9.4%)	3 (5.7%)
6) 構成員の数が不足	6 (11.3%)	4 (7.5%)
7) 構成員の経験、知識が不十分	16 (30.2%)	0 (0%)
8) 構成員の権限に限界がある	6 (11.3%)	11 (20.8%)
9) 構成員の高齢化	4 (7.5%)	1 (1.9%)
10) 他機関との連携がスムーズにいかない	9 (17.0%)	2 (3.8%)
11) 住民の理解、協力を得るのが困難	13 (24.5%)	4 (7.5%)
12) 親の育て方、価値観に問題	0 (0%)	0 (0%)
13) マスコミの悪影響	0 (0%)	0 (0%)

改善の可能性の有無

効果的な非行防止活動の実現を妨げる要因があったとしても、各機関の努力によって、今後改善が可能な内容もあろうし、改善がむずかしい内容もあろう。もし改善が可能であるならば、そうした点を改めることによって、非行防止活動がより一層の効果を発揮することはまちがいない。

そこでまず、改善の可能性がある内容であるが、その上位3項目は、「3) 具体的な方策の確立」(34.0%)、「7) 構成員の経験、知識」(30.2%)、「11) 住民の理解、協力」(24.5%)であった。つまり、教員や父兄、それに職員が年少非行についてさらに豊かな知識を習得して、非行予防のための具体的な方策を確立し、その実現にあたっては地域住民の理解、協力を得るということは、現状でもそれらに携わるスタッフの努力によって改善が可能であると考えていることになる。

一方、改善が困難な内容として多かった項目は、「8) 構成員の権限に限界がある」(20.8%)、「4) 時間的な余裕がない」(17.0%)であった。こうした困難を克服するためには、非行防止に携わる人数の増員はもとより、各機関(組織)相互の緊密な連携を確立することによって、それぞれの機関(組織)のもつ権限の特徴はフルに発揮され、しかもそれらが全体として有機的に機能し、十分な効果をあげることが期待できる。

改善の可能性の「ある」「なし」を判断した理由について記述してあるものは非常に少なかったが、2～3例をあげると、

① 「3) 具体的な方策の確立」では、大きな枠で

対策を考えるだけでなく、個々の事例に対して具体的にどのように対処したらよいかという、手立ての内容を検討することの必要性を訴える意見。

② 「4) 時間的な余裕がない」では、授業や行事の準備に追われて忙しい、共働きの多いので時間の余裕がない、といった理由が教員から多く寄せられている。

③ 「6) 構成員の数の不足」では、人数を増やすことがむずかしいのであれば、もっと男性のメンバーが多く参加することにより活動は活性化し、充実するのではないかという意見(小学校教員)があった。

改善の必要性

効果的な非行防止活動を推進していくにあたって、まずどのような点を改善する必要があると考えるか、という質問に対する回答をまとめたのが表10である。ここでも順位には関係なく、回答を得た項目のウェイトはすべて1として集計してある。全体的な特徴としては、

① 最も得点の高かった項目は、「8) 構成員間の意志統一、協力体制の確立」(39.6%)であった。特に小学校、中学校のほぼ半数が改善の必要項目としてこれをあげている。やはり、活動の主体となる機関や組織のスタッフの間に、活動を実践していくための理念や方法について共通理解をもち、意志統一や協力体制が確立されていなければ、どんなにすばらしい活動でも実り多い結果はもたらされない。

② つぎが「3) 相談窓口の充実」(35.8%)であった。小学校PTAの6割近くがこれを必要項目としてあげているように、非行に関して専門的な知識をもたない人々にとっては、こうした相談窓口の存在はとても心強

問Ⅰ-7 あなたの所属する機関（組織）において、より効果的な非行防止活動を推進していくためには、今後、特にどのような点が改善されるべきであると考えますか。下欄の項目の中から改善の必要性の高い順に3項目を限度として番号をつけ、具体的な希望・提案があれば右の欄に記入してください。

項 目	順 位	希 望・提 案
1) 非行防止のための具体的な方策の確立。 2) 機関（組織）の権限の強化。 3) 非行に関する相談窓口の充実。 4) 非行防止対策のための予算の増額。 5) 構成員の増員。 6) 非行防止に携わる構成員の研修の強化。 7) 年齢、経験など、構成員の構成の再検討。 8) 構成員間の意志統一、協力体制の確立。 9) 他機関（組織）との緊密な連携の強化。 10) 健全育成のための施設や設備の充実。 11) 社会、地域住民の理解や協力を得るための広報活動の充実。 12) 親の非行に対する理解や意識を高める。 13) 地域の教育力を高める。		

表10 改善の必要性

項 目	児童相 談所(1)	小学校 (2)	小学校 PTA(2)	中学校 (6)	中学校 PTA(9)	教育相 談室(1)	少年セ ンター(2)	警 察 (1)	計 (%)
1) 具体的な方策の確立		11	5	1		1			18(34.0%)
2) 機関の権限の強化		1	3	3	2				9(17.0%)
3) 相談窓口の充実	1	4	7	3	3	1			19(35.8%)
4) 予算の増額	1			1	1				3(5.7%)
5) 構成員の増員	1	2		1			1		5(9.4%)
6) 構成員の研修の強化		5	7		2		1		15(28.3%)
7) 構成員の構成の再検討		2			1				3(5.7%)
8) 構成員間の意志統一、協 力体制の確立		10	3	3	3	1	1		21(39.6%)
9) 他機関との連携の強化		5	1	1	2		1		10(18.9%)
10) 健全育成のための施設や 設備の充実		6	4	1	3				14(26.4%)
11) 地域住民に対する広報活 動の充実		6	4	2	4		2		18(34.0%)
12) 親の理解や意識を高める		3			1				4(7.5%)
13) 地域の教育力を高める		1			1				2(3.8%)

いものとなろう。ただ、小学校や中学校などが学校カウンセラーのような相談窓口をもつことで、校内で起きた非行問題がすべてそうした窓口を集められてしまい、学校全体で非行にとりくもうとする体制がかえって弱まってしまうという危惧がないわけではない。

③ 三番目としては2つの項目があげられる。一つは「1) 具体的な方策の確立」であり、もう一つが「11) 地域住民に対する広報活動の充実」(共に34.0%)である。両項目共、問Ⅰ-6で改善が可能な内容として高い得点を得ているのであるから、地域住民に対する広報活動の

徹底と同時に、できるだけ早い時期に非行防止のための具体的な方策が確立されることが望まれる。

④ 「6」 構成員の研修の強化」も28.3%と高い。なかでも小学校PTAの6割近くがその必要性を指摘している。これは非行に関して十分な知識や経験をもたない父兄にとって、児童の非行についてできる限りの理解をもつことが、自信をもって主体的に非行防止活動に参加できるようになるための前提となろう。

⑤ もう一つ、「10」 健全育成のための施設や設備の充実」(26.4%) も見逃すことはできない。ことに具体的な希望・提案の欄にはこの項目に関する意見が集中していて、「禁止条件がほとんどつかない遊び場を子どもに提供する」「児童館、図書館、スポーツ施設などをできるだけ子ども達に開放することが急務である」といった意見がその代表的なものである。

以上、「I. 年少非行の予防活動について」の調査結果の概要を箇条書きにすると、

① 今回調査したすべての機関（組織）で、年少児の非行化を防止するための活動を何らかの形で実施しており、その内の4%は非行を発見した時、その措置について申合わせによるきまりをもっている。

② これまで実施してきた非行防止活動の主なもの、小・中学校では生活指導や学級指導など、学校内での教育を徹底、充実させることにより、規則正しい生活やきまりを守る習慣を身につけさせるという動きと、教師と父兄が一体となり、非行防止に関する啓蒙・広報を徹底させ、校外パトロールなどの活動を推進していくという動きの2つが特徴としてあげられる。

③ 特に重視してきた非行防止活動については、各機関（組織）によって置かれている状況や性質が多少異なる

ため、はっきりとした傾向は認められないが、重視してきた活動は概ねよい効果をあげている。

④ 効果的な非行防止活動の推進を妨げる要因としては、「具体的な方策が確立していない」「時間的な余裕がない」「構成員の経験・知識が不十分」「機関（組織）の権限に限界がある」などが主にあげられているが、その多くは現状でもスタッフの努力によって改善させる可能性はあるという認識をもっている。

⑤ 今後、さらに効果的な活動を推進していくためには、スタッフ間の意志統一、協力体制のもとに非行防止のための具体的な方策を確立し、地域住民の理解を得ながら、きめこまかな活動を実践していくことが望まれている。

2. あなたの機関（組織）と他機関との連携について
ここでは、年少非行防止活動に関する機関間の連携協力の実態を捉えると同時に連携協力に対する各機関の意識や態度を知ることによって、現在の連携協力体制の持つ問題点に言及し、より良い連携協力体制を築くための資料を提供しようとする。

連携機関の有無

① 問Ⅱ-1は連携機関の有無を問うた質問であるが、表11の結果から全機関のうちの88.7%は連携機関が「ある」、11.3%が「ない」であった。連携機関がないと答えた小学校と小学校PTAの回答には、「非行が発生したり問題化していないので現時点ではその必要性がない」という意見が述べられていた。

② 一部の小学校、小学校PTA、中学校PTAを除き、大半の機関は、他の関係機関と連携協力関係を結び非行防止活動を行なっている実態がわかった。

Ⅱ-1の結果から、他機関と連携協力している機関は全部で47あることがわかったが、それでは、それらの機

あなたの地域には非行防止活動を行なっている関係機関（組織）が他にもあると思います。それには、たとえば次のような機関や組織が考えられます。

機関および組織名の例

1. 警察署 2. 少年補導センター 3. 児童相談所 4. 家庭児童相談室 5. 福祉事務所 6. 精神衛生センター 7. 小学校 8. 中学校 9. 高等学校 10. 教育委員会 11. 教育相談室 12. 青少年相談室 13. 教育研究所 14. 家庭裁判所 15. 保護観察所 16. 少年院 17. 教護院 18. 少年鑑別所 19. 保護司会 20. 更生保護会 21. 防犯協会 22. 地域自治会組織（自治会、自治会連合会、町内会） 23. 市民生活相談室 24. BBS会 25. 民生児童委員協議会 26. PTA校外補導委員会 27. 学校警察連絡協議会 28. 児童生徒指導連盟 29. 環境浄化推進協議会 30. 青少年育成部会（青少年健全育成推進部会）

問Ⅱ-1 上記の機関や組織のうちで、あなたの所属機関と過去一年間に連絡や協議などの情報交換や街頭補導など、実際的な非行防止活動を行なった連携機関がありますか。下の該当番号に○をつけて下さい。

1. ある 2. ない

表11 連携機関の有無

項目	機関 児相 談所	小学校	小学校 PTA	中学校	中学校 PTA	教 育 室 教 相 談	少 年 センター	警 察	計
(1) ある	1	17	11	6	8	1	2	1	47(88.7%)
(2) ない		4	1		1				6(11.3%)
計	1	21	12	6	9	1	2	1	53(100%)

問Ⅱ-2 Ⅱ-1で「ある」と答えた方におうかがいたします。

どの機関とどのような連携組織を通じてどのような活動を過去一年間に何回位行ない、どんな成果があったかを具体的にお書き下さい。また、現在の活動をよりいっそう効果あるものにするために、連携協力体制に対する意見がありましたらお書き下さい。

相手の機関名	連携組織名	活動内容とその成果	協力体制への意見
(例) 警 察 署	学 警 連	連絡会を12回、ケース研究を行ない指導法について検討した。校外での非行の実態がよく理解できた。	連絡会の回数を増やしたい。

表12 相手の機関名

相手機関	機 関 児 童 相談所	小学校	小学校 PTA	中学校	中学校 PTA	教 育 室 教 相 談	少 年 センター	* 警 察	計
警 察 署	1	9	4	6	5		1		26(55.3%)
小 学 校		6	5	3	2	1	1		18(38.3%)
中 学 校		14	5	5	3	1	1		29(61.7%)
教 育 委 員 会	1	5	2	5	1		1		15(31.9%)
教 育 相 談 室	1	2		1			1		5(10.6%)
PTA校外補導委員会		12	5	3	5		1		26(55.3%)
児 童 相 談 所		2		1	1	1	1		6(12.8%)
少 年 セ ン タ ー				2		1	1		4(8.5%)
家庭児童相談室 (福祉事務所)						1	1		2(4.3%)
民生委員児童委員協議会	1	1							2(4.3%)
保 護 司		1			1	1	1		4(8.5%)
青少年委員会 (青少年対策協議会)		5	4						9(19.1%)
地 域 自 治 会		2	5		2		1		10(21.3%)
精神衛生センター	1						1		2(4.3%)
家 庭 裁 判 所	1						1		2(4.3%)
少 年 鑑 別 所	1								1(2.1%)
そ の 他	1								1(2.1%)
N A			1				1		2(4.3%)

*警察は、「多数の機関と連携をとっている」と回答し、具体的な機関名の記入なし

関は具体的にどの機関や組織とどのような連携協力活動を行っているのでしょうか（問Ⅱ-2）。その結果が表12、13、14である。表を読みとる際に各表の合計欄の比率は連携を行っていると答えた機関数47に対する比率であって、回答を得た機関数53ではないことに注意していただきたい。

連携の相手機関とその活動内容

① 連携の相手機関

表12から、連携の相手機関としての頻度をもっとも多い機関は中学校で、47機関のうちの29機関、61.7%が連携相手として選んでいる。その中で特に目立つ点は、連携活動をしている17の小学校のうちの14校が中学校を相手機関にしていることである。この結果は、非行防止活動に対する小学校と中学校の連携が進んで行なわれていることを示すものである。次いで、警察署とPTA校外指導委員会が、それぞれ26機関、55.3%と多かった。他の機関では、小学校（18機関、38.3%）、教育委員会（15機関、31.9%）、地域自治会（10機関、21.3%）、青少年委員会（9機関、19.1%）、児童相談所（6機関、12.8%）、

教育相談室（5機関、10.6%）の順に多い。

連携相手としてあげられた総数は162機関で、これを1機関が連携する平均相手機関数になおすと約3.4となる。

② 連携組織

表13から、連携組織名としては7種類、総数で62組織があげられた。他機関と連携協力している47機関の各機関ごとの連携組織の平均数をみると、1.2組織であるが、無回答の11機関を除いて考えると、1機関平均1.7組織となる。もっとも頻度の多いのは生活指導主任連絡協議会で、47機関のうちの57.4%が関係している。これは、回答機関として小学校、中学校およびそれぞれのPTAが大半を占めているサンプルの影響が大きい。なお生活指導主任連絡協議会は総称で、具体的には地区により、小中連絡会、3校連絡会、ブロック生活指導主任会などその名称が違おうと同時に、構成員や活動内容にも多少の違いがみられる。その内容についてはまた改めて述べたい。その他の連携組織としては、青少年問題対策協議会（9）、学警連（7）、非行防止対策協議会（3）の数が多し。

表13 連携組織

連携組織	機関	児童相談所	小学校	小学校PTA	中学校	中学校PTA	教育相談室	少年センター	警察	計
学 警 連			2	2	2			1	1	8(17.0%)
生活指導主任連絡協議会			12	5	5	4		1		27(57.4%)
青少年問題対策協議会(委員会)			3	3	1	2				9(19.1%)
青少年健全育成部会			1			1				2(4.2%)
非行防止対策協議会					2				1	3(6.4%)
児童相談機関連絡協議会	1									1(2.1%)
地区連絡協議会	1									1(2.1%)
N A			3	3	1	2	1	1		11(23.4%)

表14 活動内容とその成果

活動内容	機関	児童相談所	小学校	小学校PTA	中学校	中学校PTA	教育相談室	少年センター	警察	計
情報交換および連絡会		1	15	9	6	7	1	1	1	41(87.2%)
問題事例の相談	1	2			2		1	1		7(14.9%)
諸行事の実施			3	2	1	1				7(14.9%)
地域内の巡回指導			3	3	3					9(19.1%)
各種の非行対策実践運動			4	2						6(12.8%)
講演、座談会等の啓蒙活動	1	1	1			3		1		7(14.9%)
家庭教育の指導				1						1(2.1%)
N A			3	1				1		5(10.6%)

③ 活動内容とその成果

連携協力活動は具体的にはどのようななされているのだろうか。表14によると、活動内容の中で目立って多いのは、「連絡会を設け、そこで児童や生徒に関する情報をお互いに交換し合う、あるいは、非行対策について協議する内容の活動」であった。47機関中で41機関、87.2%がこの活動を連携機関間で行っている。連絡会の開催頻度は、たとえば生活指導主任会では月1回の例会をもつのが一般的で、小中連絡会では、年1～3回ほど開かれる場合が多い。次に多い活動内容は、非行の早期発見、初期指導のための「地域内の巡回指導」で、小学校、中学校、小学校PTAの9機関、(19.1%)が実施している。それらは、たとえば祭礼パトロール、土曜パトロールなどで、祭の時や月2回の土曜日に実施されている。また、「問題事例の相談」は、たとえば、問題をもった児童とその両親を教育相談室に派遣するとか、少年センターに親を相談に行かせるかたちでの連携である。「諸行事の実施」の内容は、健全育成を目的とした各種スポーツ大会、映画、祭り、手づくりの工作会などを催し、非行化の予防と子どもの人格形成を助成するものである。「講演、座談会等の啓蒙活動」は、少年センターの相談員や保護司等の非行問題の専門家を講師に、講演や座談会をPTAなどで催す活動である。「各種の非行対策実践運動」とは、具体的には、悪書追放運動、「ありがとう」、「おはようございます」などのかけ声を子どもが実践するよう指導する愛の一声運動等である。これらの諸活動は、それぞれ6～7機関で連携活動の一環として実施されている。

④ 各機関の連携活動

児童相談所

つぎに、各機関ごとにみると、児童相談所は、警察、教育委員会、教育相談室、民生委員児童委員協議会、精神衛生センター、家庭裁判所、少年鑑別所などと連携しているが、個々の小学校や中学校とは連携をしていない。ただ、問題事例の相談を学校側から依頼されるというかたちでの協力関係は学校と結んでいる。児童相談所の連携組織は、児童相談機関連絡協議会と地区連絡協議会であり、連携機関や連携組織における活動内容は、情報交換や連絡会の開催、問題事例の相談、講演、座談会等の啓蒙活動である。また、協力体制への要望・意見としては、連絡会や協議会の回数を増やし、つっこんだ話し合いを求めていると同時に、現在の組織、機関とは異なる新たな協議会をもちたいと望んでいる点があげられている。全体としての印象は、児童相談所の活動は、非行の予防機能が少なく、発生した非行や問題児に対する措置・治療などによる対応機能の域を出ていないと言えよう。

非行の予防機能の強化が望まれる。

小学校

小学校は、小中連絡会と呼ばれる連携組織によって中学校との間で連携協力を行っている。小中連絡会の構成員は、6年生の担任、中学1年生の担任、小・中の校長、生活指導主任、校外担当教員、PTA役員、PTA校外指導委員などであり、新入生の引き継ぎ打ち合わせを主たる内容として年1～3回行われている。その効果は、小学校の教員は中学校の現状がわかり、中学校の教員は小学校の実態と受け入れる生徒について理解が深まり、お互いに児童や生徒の生活指導、非行防止指導上大いに参考になり役立ったと高く評価されている。そのためか、協力体制への意見として、「各学期ごとに1回は実施したい」、「回数を増やしたい」が上げられていた。生活指導主任連絡協議会は、小中合同の他に、隣接地域の小学校間で行われている連絡会である。それは、3校連絡会やブロック生活指導主任会と呼ばれ、月1回、校内、校外の児童の実態に関する情報交換や非行対策の協議を行っている。その他、地域を全区に拡大して、区教育委員会の召集で開催される区内公立小生活指導主任連絡協議会もあり、区全体のレベルで情報交換や子どもの問題について話し合いがもたれている。教育委員会は生活指導主任会を開催しているが、その他に、小学校は非行問題だけとは限らず何か問題があるたびごとに教育委員会に連絡し、指示を受けている。教育相談室とは、問題児の指導や治療を援助してもらうかたちの連携をとっているが、その例は多くない。児童相談所とも事例相談の上での連携であり、たとえば親が子どもを見捨てたケースで相談所員が来校したり、逆に登校拒否、家庭内暴力の児童やその家族を学校から派遣したりする協力関係である。その事例は教育相談所同様に多くはない。連携の相手機関として多いのはPTA校外指導委員会で、交通安全の指導・一声運動、非行防止パトロール、夏休み対策についての話し合いなど実践的な非行予防活動を実施している。警察署とは、学警連や管内連絡会、生活指導主任会の連携組織を通して結びついている。各会とも、春、夏、冬休み前後に会をもつ年2～3回の集りで、指導を受けた青少年の件数や非行事例の紹介を警察署の係官から受けることによって、学校側は地域における非行の実態について認識を深められ、非行対策に役立てられている。青少年委員あるいは青少年対策協議会とは、年2～6回位連絡会をもち、青少年問題の対策の協議や諸行事の実施上で連携している。

小学校と他機関との主たる連携関係は以上のものである。小学生の非行問題は現在のところ深刻ではないせい

か、連携内容は、児童の健全育成を中心とする非行予防活動の趣きが強いと言えよう。

中学校

最近の非行の低年齢化により中学生の非行が急増しているためか、それに対する中学校側の対応は苦悩に満ちている。この調査に対する中学校の回答にも、小学校のそれと比べてその切実さがひしひしと感じられる内容が多かった。

情報交換や非行対策の協議のための連絡会として、隣接する中学校間でブロック生活指導主任会を月1回催し、各校の非行対策とその効果や校内暴力や非行事例に関する情報交換が緊密に行われている。同様に、小学校との間で小中連絡会をもち、小学校の現状や受け入れた生徒についての情報交換が行われている。また、学警連、非行防止対策協議会等の連絡会を通して、警察署や少年センターと連携して、校外での少年非行の実態の把握、非行問題への対応策の検討をし、生徒指導の効果を上げるために役立っている。また、PTA校外補導委員会との協力により、地域巡回パトロールを実施し、生徒の校外生活における非行防止を図っている。以上が中学校の主たる連携活動であるが、協力体制への意見として、「連絡会は情報交換のみでよい」、「具体的対策は各学校で立てる方がよい」など、各中学校独自の指導や対応を求める意見内容がそれぞれ1例ずつみられた。中学校のサンプルは6校のみであり、この結果から中学校で実施されている一般性のある連携協力活動の傾向を指摘することは差し控えたい。

PTA

小・中学校のPTAは、先に述べた小・中学校の関係する連絡会の構成員であることが多く、特にPTAの役員は、地域の非行の実態、子どもの非行事例などを知る機会をもっている。しかしながら、PTAがもっとも関係するのはPTA校外補導委員会であり、地域自治会である。活動内容は、地域に密着した巡回パトロールで、地域によっては、各校の校外補導委員会が連携合って校外の生徒指導に取り組んでいる事例も報告されている。

その他の活動では、地域の児童会活動のための諸連絡、祭り、卓球大会などの諸行事の実施のような非行対策実践運動を行っている。また、PTAの親に対して子どもの非行の実態を教え、家庭教育の向上に熱意をもってもらうための講演会や座談会を開き、親を対象とした啓蒙活動もしている。これは中学校のPTAに多い活動である。

教育相談室・少年センター・警察

教育相談室、少年センター、警察の3機関は、ともに非行児や問題児の相談、処置を行う点で共通している。特に後の2機関は非行領域の専門家である。そのために、連携する相手機関は表12のようにさまざまな機関に及んでいる。表では警察の欄が空欄であるが、注のように、「多数の機関と連携をとっている」という回答のため、具体的な機関名を表中に記入できなかった。その点を留意して表を見ていただきたい。少年センターや警察の連携内容は、各種の連絡会や協議会で事例の報告をする、問題児の対応策の相談にのる、講演者になるなどで、連携において常に主導的役割をにない、非行防止を職務とする関係者に専門的な知識を与えている。ただ、今回の調査では、警察に関する回答が1例のみで、しかもその1例も、機関としての制約があるのか、回答に空欄が目立ち、警察署としての非行に対する取組みについて、正確な情報が得られなかったのは残念であった。

連携協力活動に対する評価

① 他機関との連携協力活動の感想を尋ねたところ（問Ⅱ-3）、「成果があがった」と言明したのは、47機関中で17機関、36.3%であった（表15参照）。「まずまずの成果があがった」と一応の評価を下した機関が23（48.9%）である。「まずまずの成果はあったが、機関としての負担は大きい」と消極的肯定が1（2.1%）、「成果は多くなく、これからも今まで以上の成果は期待できない」という否定的回答が5（10.6%）、「成果は少なく、連携協力体制を見直したい」とする積極的否定は0であった。全体的にみると、現在連携協力体制をとっている機関の85%は、連携の成果を認め、連携協力することに賛成している。連携協力に否

問Ⅱ-3 Ⅱ-1で「ある」と答えた方におうかがいたします。

全体的にみて、他機関との連携協力活動の感想はいかがでしたか。次の中から1つ選んで下さい。

1. 成果があがりよかったので、これからも連携協力を密に強化していきたい。
2. まずまずの成果があったので、現在の協力体制を維持していきたい。
3. まずまずの成果はあったが、協力体制による所属機関の負担は大きい。
4. 連携協力はしているが成果は多くなく、これからも今まで以上の成果を期待できない。
5. 成果は少なく負担が大きいので、できることなら連携協力体制を見直したい。

表15 連携協力活動の感想

項目	機 関	児 童 相談所	小学校	小学校 P T A	中学校	中学校 P T A	教 育 相談室	少 年 センター	警 察	計
1) 成果があがった		1	7	2	3	1	1	1	1	17(36.3%)
2) まずまずの成果			10	5	2	5		1		23(48.9%)
3) まずまずの成果だが負担 が大きい				1						1 (2.1%)
4) 成果は多くない				2	1	2				5(10.6%)
5) 成果は少ない										0 (0%)
N A				1						1 (2.1%)
計		1	17	11	6	8	1	2	1	47 (100%)

問Ⅱ-4 Ⅱ-1で“ある”と答えた方におうかがいたします。

他機関との連携協力活動の経験をとおしてよかった点と改善が望まれる点をお書き下さい。

よかった点

改善が望まれる点

表16 連携協力活動でよかった点

よかった点	機 関	児 童 相談所	小学校	小学校 P T A	中学校	中学校 P T A	教 育 相談室	少 年 センター	警 察	計
他機関との連携が密になり良 かった		1	2	1		2	1	1		8(17.0%)
非行の発生を未然に防止でき 指導に役立った		1	4	3	1					9(19.1%)
地域での子どもの非行の実態 がつかめた			12	4	2	3				21(44.7%)
具体的非行事例の紹介がよく、 専門的知識が得られた			1		3	1				5(10.6%)
家庭の協力が得られるよう になった			1	1						2 (4.3%)
他の関連機関の職務等の理解・ 相互利用ができた						1		1		2 (4.3%)
N A				3	2	2		1	1	9(19.1%)

定的な感想は10%であり、小・中学校のP T Aと中学校がそのような感想を述べている。

連携協力活動の長所と短所

① よかった点

他機関との連携協力活動の経験をとおしてよかった点(問Ⅱ-4)の中でもっとも多かったのは、「地域での子どもの非行の実態がつかめた」で、21例、全体の44.7%の機関が評価している。これは単に非行の実態のみではなく、もっ

と広く、諸行事に参加している様子や地域での遊びの様子など、子どもたちの校外生活の多面的な実態がよくわかり、指導上の参考になったという意味も回答内容に含まれている。小・中学校および小・中学校P T Aのみにみられたこの回答は、種々の連絡会における情報の受け入れや非行防止の巡回パトロールによってもたらされた長所であると思われる。次に多い回答は、「非行の発生を未然に防止でき指導に役立った」であり、9例、19.1%

みられた。この回答は、地域社会の環境浄化運動（たとえば悪習追放運動）、ゲームセンターの巡回指導による成果や関係機関の緊密な情報交換に基づいた迅速な対応によって事件発生が未然に防止できた実績などが背景となっている。3番目のよかった点としては、「他機関との連携が密になり良かった」で、これには、情報交換により、他機関の対応策や指導法を知ることができ、児童・生徒の指導に生かされた、他校と協力して指導することができた内容が含まれる。4番目は、「具体的非行事例の紹介がよく、専門的知識が得られた」である。ある中学校の回答に、「相談員が経験豊富であり、種々の具体的事例を知ることができ、具体策を検討できた」というのがあったように、現場の教師は、非行問題の実践的体験の裏づけのある人から、専門的知識や指導実践例を学び、それを現場の具体的指導に生かしたいとする要望や要求を強くもっ

ていると感じられた。

② 改善が望まれる点

表17から、改善が望まれる点で多いものに、「連絡会の参加者、運営法の改善」があげられる。具体的回答として、「（生活指導の）主任クラスのみで活動で、一般の先生の啓蒙が大変むずかしい、職員全体への研修会的なものが必要」、「どの連絡会に出ても、構成員の顔ぶれがほとんど同じで広がりに欠ける」、「会合が日中（勤務時間中）のため、特定の教師のみが出席しなければならず、なるべくなら、放課後等の会合にし、おおぜい参加できるようにした方が、教師の理解、協力が得られると思う」、「出席できない職員、保護者への報告、連絡等の方法を改善していく必要がある」等があげられている。これらは、非行の防止に関係して動いている人は、きわめて限られた少数の人々のみであり効果的でない、連携の効果をもっと上げ

表17 連携協力活動で改善が望まれる点

機 関	児童 相談所	小学校	小学校 PTA	中学校	中学校 PTA	教 育 相談室	少 年 センター	警 察	計
改善が望まれる点									
連絡会の回数を多くする		4		1	1				6(12.8%)
新たな機関との連携協力		2							2 (4.3%)
連携協力の方針の確立、具体 策の実践			4		1				5(10.6%)
連絡会の参加者、運営法の改 善		3	1		1		1		6(12.8%)
機関内の非行防止体制の確立		2							2 (4.3%)
家庭教育体制の確立			1	1					2 (4.3%)
スタッフの増員		1							1 (2.1%)
予算の裏づけ						1			1 (2.1%)
児童・生徒を中心に考え、行 動する			1						1 (2.1%)
連絡会の事務局担当の機関の 負担の軽減	1								1 (2.1%)
N A		7	5	4	5		1	1	23(48.9%)

問Ⅱ-5 Ⅱ-1で“ない”と答えた方におうかがいたします。

今までに他機関に連携協力しようと働きかけたり、他機関から働きかけられたりした経験はありますか。下の該当番号に○をつけて下さい。“ある”場合、さしつかえなければ連携できなかった理由をお書き下さい。

他機関に働きかけたことが 1. ある 2. ない
他機関から働きかけられたことが 1. ある 2. ない

〔 “ある” の場合、連携できなかった理由 〕

るには、参加者の底辺を広げ、多くの人々に参加の機会をもってもらいようにしなければならないと、現在連携活動に携わっている人々が共通にもっている意見である。これは連携を考え、これからの連携のあり方を改善するために非常に貴重な連携現場からの声であるといえよう。

「連絡会の回数を多くする」も多い。この意見は小学校から多く出ているが、この場合の連絡会の回数を増やしたいは、中学校との間の小中連絡会の回数のことを指す。小中連絡会の意義を高く評価する意見が多く、現在の年1～3回よりもっと増やしたいとする希望である。小中連絡会の回数の増加は中学校側からも出されている。それとは逆に、「連携協力の方針の確立、具体策の実践」を

改善点として望む意見の中には、「会合の回数が増えるだけでは意味がない、具体的な活動をして、どのような方法で連携をはかるか、方針を確立してからでないと連携しても意味がない」とするものもあった。この改善点の意見はすべて小・中学校のPTAから出ている。

他機関への働きかけ

① 連携協力体制をとっておらず、連携機関のない機関は、6例であったが、そのうち、問Ⅱ-5の結果から他機関に働きかけたことが「ある」のは小学校で1例、「ない」の回答は小学校3例、小学校PTAと中学校PTA各1例であった。「ある」場合の連携できなかった理由は無回答である。

② 他機関から働きかけられたことが「ある」のは、

問Ⅱ-6 すべてのみなさまに質問いたします。

今は連携していないが過去に協力体制をとっていた機関がありましたら、その機関名、協力期間、活動内容および連携を終結した理由をお書き下さい。

機 関 名	協 力 期 間	活 動 内 容	終 結 理 由

問Ⅱ-7 あなたの機関は他の機関と連携協力して非行防止活動を行なうことに対してどのような態度や考えをお持ちでしょうか。

(1) あなたの機関は他の機関と連携協力することに

1. 賛 成 2. やや賛成 3. どちらでもない 4. やや反対 5. 反 対

(2) あなたの機関は他の機関と連携協力することに

1. 積極的 2. やや積極的 3. どちらでもない 4. やや消極的 5. 消極的

(3)と(4)はすでに連携協力活動をなさっている方のみお答え下さい。

(3) あなたの機関は、他の機関と連携協力するときにとっての役割は

1. 主導的 2. やや主導的 3. どちらでもない 4. やや従属的 5. 従属的

(4) 連携協力して活動するとき各機関は互いに

1. 協調的 2. やや協調的 3. どちらでもない 4. やや牽制的 5. 牽制的

(5) 他の機関と連携協力することによって

1. 成果があがる（と思う） 2. やや成果があがる（と思う） 3. どちらでもない
4. あまり成果があがらない（と思う） 5. 成果があがらない（と思う）

(6) 連携協力体制をつくる場合、あなたの機関は

1. 多くの機関（4つ以上）からなる協力体制のもとで、連携活動をしたい。
2. 複数の機関（3つまで）からなる協力体制のもとで、連携活動をしたい。
3. 特定の相手機関との協力体制のもとで、連携活動をしたい。

中学校PTA 1例、「ない」回答は小学校4例、小学校PTA 1例であった。中学校PTAが働きかけに応じなかった理由は、「PTAがすべき活動とは思わない、PTAは学内の仕事だけで結構だ」というものであった。

連携体制をとっていない機関は、他機関との連携協力に対してその態度は一般に消極的である。小学校が4例と多いが、やはり、小学校ではまだ非行が現実的な問題になっていないためであろうか。

過去の連携協力

① 問Ⅱ-6の結果から、過去に協力体制をとっていた機関がある例は全部で5例であった。その内容は、問題をもつ子どもの事例相談が4例、講演依頼が1例であり、その協力期間は1日～3か月と短期間である。事例相談では、親が子どもを家庭内にとじこめて外出させない事例と子どもの家出の事例について、小学校が警察署、保護司、児童相談所に相談を持ち込んでいる。その終結理由は、親を病院に収容、子どもを施設に収容などで一件落着している。中学校の事例では、少年センターに子どもの非行行為に対する説諭を依頼している。教育相談室の事例では、小学校、中学校、福祉事務所と連携してその対応にあたっている。これらの連携は事例の問題が終結すると同時に立

ち消えになり、機関間に連携の持続性が欠ける1つの連携形態である。

② その他に、小学校PTAが青少年委員に講演を依頼しているケースが1例あるが、この種の講演や座談会の演者依頼の関係で結びついているケースは、調査結果にはあらわれていないが、実際にはもっと数が多いと推測される。

連携協力に対する態度

問Ⅱ-7では、他の機関と連携協力して非行防止活動を行なうことに対する各機関の態度について尋ねた。質問項目は全部で6つあるが、それぞれの結果は表18から表23にまとめられている。

④ 表18では、他の機関と連携協力することに「賛成」が75.5%（40例）、「やや賛成」が17.0%（9例）とほとんどの機関が連携協力することを支持している。「どちらでもない」は5.7%（3例）で、小学校PTAと中学校PTAが選んでいる。中学校PTAだけがただ1つ、はっきりと「反対」を表明している。

⑤ 90%以上の機関が連携協力することに「賛成」あるいは「やや賛成」であったが、それでは、質問の仕方を、連携協力することに積極的かと変えたところ、結果

表18 (1) あなたの機関は他の機関と連携協力することに

機 関	児 童 相談所	小学校	小学校 PTA	中学校	中学校 PTA	教 育 相談室	少 年 センター	警 察	計
(1) 賛 成	1	18	8	6	3	1	2	1	40(75.5%)
(2) や や 賛 成		3	3		3				9(17.0%)
(3) どちらでもない			1		2				3(5.7%)
(4) や や 反 対									0(0%)
(5) 反 対					1				1(1.8%)
計	1	21	12	6	9	1	2	1	53(100%)

表19 (2) あなたの機関は他の機関と連携協力することに

機 関	児 童 相談所	小学校	小学校 PTA	中学校	中学校 PTA	教 育 相談室	少 年 センター	警 察	計
(1) 積 極 的	1	14	5	4	1	1	2	1	29(54.7%)
(2) や や 積 極 的		5	3	2	4				14(26.4%)
(3) どちらでもない		2	1		2				5(9.4%)
(4) や や 消 極 的			2		1				3(5.7%)
(5) 消 極 的					1				1(1.9%)
N A			1						1(1.9%)
計	1	21	12	6	9	1	2	1	53(100%)

表20 (3) あなたの機関は、他の機関と連携協力するときにとっての役割は

機 関 項 目	児 童 相談所	小学校	小学校 P T A	中学校	中学校 P T A	教 育 相談室	少 年 センター	警 察	計
(1) 主 導 的	1	2		2			1	1	7(14.9%)
(2) やや主 導 的		8	3	4	1		1		17(36.2%)
(3) どちらでもない		6	5		5	1			17(36.2%)
(4) やや従 属 的		1	1		2				4 (8.5%)
(5) 従 属 的			1						1 (2.1%)
N A			1						1 (2.1%)
計	1	17	11	6	8	1	2	1	47(100%)

表21 (4) 連携協力して活動するとき各機関はお互いに

機 関 項 目	児 童 相談所	小学校	小学校 P T A	中学校	中学校 P T A	教 育 相談室	少 年 センター	警 察	計
(1) 協 調 的	1	7	6	5	4		1	1	25(53.2%)
(2) やや協 調 的		10	4	1	2	1	1		19(40.4%)
(3) どちらでもない					2				2 (4.3%)
(4) やや牽 制 的									0 (0%)
(5) 牽 制 的									0 (0%)
N A			1						1 (2.1%)
計	1	17	1	6	8	1	2	1	47(100%)

表22 (5) 他の機関と連携協力することによって

機 関 項 目	児 童 相談所	小学校	小学校 P T A	中学校	中学校 P T A	教 育 相談室	少 年 センター	警 察	計
(1) 成 果 が あ が る	1	7	8	5	4	1	2	1	39(73.5%)
(2) やや成果があがる		4	3	1	3				11(20.8%)
(3) どちらでもない					1				1 (1.9%)
(4) あまり成果があがらない			1						1 (1.9%)
(5) 成果があがらない					1				1 (1.9%)
計	1	21	12	6	9	1	2	1	53(100%)

は、表19から「積極的」が54.7% (29例) ともっとも多く、「やや積極的」が26.4% (14例) と続いている。消極的態度を示したのは7.6% (4例) であった。

(1)と(2)の質問に対する回答から、非行防止に関して各機関が連携協力の意義を認め、支持する態度を8割から9割の機関が示していることがわかった。

次に、現在連携協力して非行防止活動を実践している47機関に、連携協力活動で果している役割についてうかがった。

② まず、連携協力するときにとっての役割は主導

的か従属的かの質問に対する結果(表20)では、「主導的」とはっきり答えた機関は、14.9% (7例) と比較的少なく、「やや主導的」とする答えが36.2% (17例) と多い。児童相談所、少年センター、警察などの非行問題の専門機関が主導的態度を示しているのは当然といえよう。また、非行問題に直面している中学校も主導的態度をとっているのも十分に理解できる。

それに対して、「どちらでもない」回答は、36.2% (17例) みられた。従属的態度は、小・中のPTAと小学校に10.6% (5例) にみられた。小学校が連携協力する際

にイニシアティブをとる場合が比較的にないのは、小学生の非行問題がまだ中学校ほど切実ではないためであると理解できる。また、小・中のPTAが従属的なのは、PTAという機関のもつ性格上これまた納得できる結果である。

④ つぎに、連携協力して活動するとき各機関は協調的か牽制的かを問うたところ、その結果（表21）は、「協調的」が53.2%（25例）と過半数を占め、「やや協調的」も40.4%（19例）と多かった。各機関がお互いに牽制し合っているとする評価は皆無であった。

以上の結果から、各機関の連携態度は互いに協力的であり、連携活動は各機関の協力に基づいてなされているといえる。

⑤ 連携協力による成果の有無について問うたところ、表22から、「成果があがる（と思う）」回答が73.5%（39例）と圧倒的に多く、「やや成果があがる（と思う）」の20.8%（11例）を含めると、連携協力による成果を肯定する意見は94.3%（50例）ときわめて多い。小学校PTAの1例のみが「あまり成果があがらない（と思う）」と答えただけであった。

以上、(1)～(5)の質問項目の結果をまとめると、各機関ともに、連携協力に対する態度は、賛成、積極的、協調的、成果があがると評価している傾向が強い。ただ、連携協力の際に果している役割については、機関によって、

主導的であったり従属的であったりとの差がみられた。

⑥ 最後に、連携協力体制を組織する機関の数がいくつくらいが適当であるかについて質問したところ、その結果は、表23から、「多くの機関（4つ以上）」が45.2%（24例）、「複数の機関（3つまで）」が34.0%（18例）、「特定の機関」が17.0%（9例）であった。一般に連携組織を構成する機関の数が多ければ多いほど、連携協力による非行防止のネットワークが広がり、連携による効果が幅広く浸透するが、一方で、組織内での意見や行動の調整がむずかしく、動きづらくなる短所もある。その逆に、組織を構成する機関が少ないと意志統一も楽で、即応性、機転性も高まるが、多方面にわたる非行現象に対する幅広い対応という面で劣る。そのため、どちらの連携方式が良いか簡単には決めかねるが、調査結果でも、多くの機関からなる組織を望む機関の数と3つ以下の機関からなる組織を望む機関の数とが半ばしている。その中で、小・中学校とそれらのPTAは、両方の意見に別れているが、相談所、教育相談室、少年センター、警察とともに、多くの機関からなる組織での活動を望んでいる点が特徴である。

新たな連携協力

① 表24から、今後新たに他機関と連携協力して非行防止活動をしたいと答えたのは、32機関、60.4%である。「はい」と回答した機関は、小学校、小学校PTA、中学校、中学

表23 (6) 連携協力体制をつくる場合、あなたの機関は

項目 \ 機関	児童相談所	小学校	小学校PTA	中学校	中学校PTA	教育相談室	少年センター	警察	計
(1) 4つ以上の機関	1	10	5	1	3	1	2	1	24(45.2%)
(2) 3つまでの機関		7	4	4	3				18(34.0%)
(3) 特定の機関		4	3	1	1				9(17.0%)
N A					2				2(3.8%)
計	1	21	12	6	9	1	2	1	53(100%)

問Ⅱ-8 今後新たに他機関と連携協力して非行防止活動をしたいと思いますか。

1. はい 2. いいえ

表24 新たな連携協力を望むか

項目 \ 機関	児童相談所	小学校	小学校PTA	中学校	中学校PTA	教育相談室	少年センター	警察	計
(1) はい		15	7	3	4	1	2		32(60.4%)
(2) いいえ	1	6	5	3	5			1	21(39.6%)
計	1	21	12	6	9	1	2	1	53(100%)

問Ⅱ-9 今後新たにあなたの機関が非行防止活動を連携協力して行いたいと考える相手機関はありますか。
1. ある 2. ない

表25 新たな連携の相手機関の有無

項目	機関 児 童 相 談 所	小 学 校	小 学 校 P T A	中 学 校	中 学 校 P T A	教 育 室 教 相 談	少 年 セ ン タ ー	警 察	計
(1) ある		7	4	1	1	1	2		16(30.2%)
(2) ない	1	2	8	5	8				34(64.2%)
N A		2							3 (5.7%)
計	1	21	12	6	9	1	2	1	53 (100%)

問Ⅱ-10 Ⅱ-9で「ある」と答えた方におうかがいたします。

どのような相手機関とどのような活動内容をお考えですか。また、そのための努力や準備をしていますか。

機 関 名	希 望 す る 活 動 内 容	協 力 体 制 へ の 準 備
		1. している 2. していない

校PTA、教育相談室、少年センターである。

逆に「いいえ」と否定したのは、21機関、39.6%である。児童相談所と警察署は、現在の連携体制で手いっぱいのためか、新たな連携を望んでいない。小学校と小学校PTAに新たな連携を望む声強い。それに対して中学校と中学校PTAは小学校と小学校PTAほどは強くない。

新たな連携の相手機関の有無

① 問Ⅱ-8より一歩進めて、新たな連携の相手機関の有無を問うところ(問Ⅱ-9)、「ある」が16例、30.2%、「ない」が34例、64.2%、無回答が3例 30.2%であった。「ある」と答えた中では、小学校(7)、小学校PTA(4)、少年センター(2)、教育相談室(1)、中学校(1)、中学校PTA(1)の順でその数が多かった。「ない」と答えた中では、小学校(12)、小学校PTA(8)、中学校PTA(8)、中学校(5)、児童相談所(1)の順にその数が多い。

② 問Ⅱ-8では新たな連携を望むが32例、60%あったものが、具体的な相手機関については16例、30%と半減している。この結果から、各機関に新たな連携の意志、意欲はみられるが、その具体性は低い結果となっている。

新たな連携の相手機関とその活動内容

① 問Ⅱ-10では、新たな連携の相手機関の具体名、

連携の際に希望する活動内容および協力体制への準備状態を尋ねた。

その結果、全部で11種、18機関が希望する連携相手機関としてあげられた。数の多い順にあげると、地域自治会(4)、中学校(3)、児童相談所(2)、PTA校外補導委員会(2)、小学校(1)、他区・他県の警察(1)、他区・他県教育委員会(1)、教育相談室(1)、家庭児童相談室(福祉事務所)(1)、区生活指導相談員(1)、新聞社などのマスコミ関係(1)である。

② 機関別にその内容をみると、小学校は、中学校(2)、児童相談所(2)、地域自治会(2)、PTA校外補導委員会(1)を指名している。中学校とは、中学校区内の関連小学校の生徒指導の教員やPTA等で構成される懇談会をもちたいとしている。児童相談所とは、問題児(たとえば登校拒否)がある場合に指導を受けさせるという事例相談を連携内容として望んでいる。地域自治会との間では、地区内で懇談会を設け、好ましくない子どもの言動については、大人がその場で直接指導するなどを取り決め、それを実践に移せるだけの住民意識の高まりを図る。また、PTA校外補導委員会とは、児童の校外生活を見回るかたちの連携を考えている。

小学校PTAは、地域自治会(2)、PTA校外補導委

問Ⅱ-11 Ⅱ-8で「いいえ」と答えた方におうかがいたします。

今後新たに連携協力して非行防止活動をしたいと思わないのはなぜですか。その理由を次の中からお選び下さい（1つ以上選択可）。選択肢に適合する理由がない場合にはその他の欄にその理由をお書き下さい。

1. 現在連携協力体制をとっており、今のままでうまくやっていける
2. 現在連携協力体制をとっており、これ以上の協力体制は負担が大きく無理である
3. 現在の連携協力体制をより効果あるものにするための協力体制の整備・統合は望むが新たな連携協力は望まない
4. 他の機関との連携協力によるメリットがあるかどうかはかりかねる
5. 連携協力するのに適当な相手機関が見つからない
6. どのような活動内容で相手機関と連携協力するのがよいのか判断しづらい
7. 所属機関が独自に非行防止活動をした方が動きやすい
8. その他

表26 新たな連携を望まない理由

機 関	児 童 相談所	小 学 校	小 学 校 P T A	中 学 校	中 学 校 P T A	教 育 相談室	少 年 センター	警 察	計
1) 現在の協力体制でうまくやっていける		1	1	2	1				5(23.8%)
2) これ以上の協力体制は負担が大で無理	1	2	3	1	4				11(52.4%)
3) 現体制の整備は望むが新たなには望まない	1	3	1	4	1				10(47.6%)
4) 連携協力のメリットが疑問		1	1	1	1				4(19.0%)
5) 適当な相手機関が見つからない	1								1(4.8%)
6) 適切な連携活動の内容が判断しがたい			2	1					3(14.3%)
7) 独自に活動した方が動きやすい									0(0%)
8) その他		2	1	1					4(19.0%)

問Ⅱ-12 他の機関と効果的な連携協力活動をしていく際に改善すべき問題点はありますか。もし下の中で該当する項目があれば、いくつでも結構ですから選んで下さい。問題点がない場合には「なし」を選んで下さい。また、選択項目にはない問題点が考えられる場合には具体的に（ ）の中にお書き下さい。

1. 他機関と連携して非行防止活動をするための人手が足りない
2. 他の業務が非行防止活動に比べて優先されている
3. 連携協力体制をとる際にどの機関がイニシアティブをとるかはっきりしていない
4. 所属する機関構成員間に他機関との連携活動に関する考え方にくいちがいがある
5. 所属機関が独自に非行防止活動をするのに比べ複数の機関では動きがとりづらい
6. 他機関との間でスケジュールの調整がむずかしい
7. 連携協力する相手機関に熱意が少ない場合がある
8. 連携協力体制を構成している他機関との間に意見のくいちがいがある
9. 非行防止に有効な具体的方針、対策が連携協力体制内で十分確立されていない
10. なし
11. その他の問題点

員会(1)を指名している。地域自治会とは、懇談会や巡回指導を通して、非行防止活動を住民全体で行なう体制づくりをする。PTA校外補導委員会とは、校外巡回、家庭教育の充実などにより問題行動の防止を実践して、今まで有名無実の感のあったPTA校外補導委員会の機能を復活させる。以上が小学校PTAの新たな連携についての内容である。

中学校は、地区・他県の警察、地区・他県の教育委員会と連携を図り、全国民的立ち上がりを促す意見が2例みられた。また、中学校PTAは教育相談室と連携を望んでいる。

教育相談室は、小学校、中学校、家庭児童相談室、区生活指導相談員等と連携を結び、児童、生徒への対応をより適切なものとしたいと望んでいる。青少年センター、警察はこの間に無回答であったので具体的な機関名はわからない。以上が新たな連携に関する各機関の具体的な内容である。中学校の全国規模の連携を除き、協力体制の準備はいずれの場合も行われている。尚、新聞・マスコミ関係に対して、連携というよりも要望のかたちで、ボルノ・暴力の自粛を呼びかける意見が1つあったことを付記しておく。

新たな連携を望まない理由

今後新たに連携協力して非行防止活動をしたと思う

ない理由を問うた質問が問Ⅱ-11である。

① 新たな連携協力を望まない機関は21例みられたがその最大の理由は、「現在連携協力体制をとっており、これ以上の協力体制は負担が大きいく無理である」であり、全体の52.4%が選択している。次いで、「現在の連携協力体制をより効果あるものにするための協力体制の整備・統合は望むが新たな連携協力は望まない」がやはり全体の47.6%選ばれている。それに対して、「現在連携協力体制をとっており、今のままでうまくやっていける」という現状満足型の回答が23.8%、逆に、「他の機関との連携協力によるメリットがあるかどうかはかりかねる」という連携否定型の回答が19.0%、「どのような活動内容で相手機関と連携協力するのがよいのか判断しづらい」という連携躊躇型の回答が14.3%、「連携協力するのに適当な相手機関がみつからない」が4.8%、「所属機関が独自に非行防止活動をした方が動きやすい」は0%であった。

② 以上の結果から、各機関はそれぞれの業務が多忙なために、現在でもかなり無理をしつつ連携協力体制を維持している様子がうかがわれる。各機関に負担をかけすぎずに効果ある連携協力活動をするためには、現在ある多種類の連絡会や協議会のはたらきを評価・吟味して、類似したはたらきをもつ連携を、あるいは構成員の顔ぶれが重複している会合を1つにまとめるなどすれば、連

表27 改善すべき問題点

機 関	児 童 相 談 所	小 学 校	小 学 校 P T A	中 学 校	中 学 校 P T A	教 育 相 談 室	少 年 セ ン タ ー	警 察	計
1) 人手が足りない	1	7	4	2	2	1	2		19(35.8%)
2) 他の業務が優先される		5	2	1			2		10(18.7%)
3) イニシアティブをとる機関がはっきりしない		4	4	1					9(17.0%)
4) 機関内の考え方に違いがある		3	1	2					6(11.3%)
5) 複数の機関では動きづらい		4	3				1		8(15.1%)
6) 他機関とのスケジュールの調整がむずかしい	1	6	7	4	2		1		21(39.6%)
7) 相手機関に熱意が少ない		2	3			1	1		7(13.2%)
8) 機関間に意見のくいちがいがある				2			2		4(7.5%)
9) 体制内での方針策の不確立		5	3	2	1	1	1		13(24.5%)
10) な し		4	2		4				10(18.7%)
11) その他の問題点				1					1(1.9%)
N A		3			2			1	6(11.3%)

協会などへの出席回数が減るので各機関の荷なう負担は軽減すると考えられる。今述べたのは1例であるが、そのようにして連携協力体制の整備・統合をはかるべきであろう。そうすることが連携協力活動の効率化、活性化につながると考えられる。

改善すべき問題点

他の機関と効果的な連携協力活動をしていく際に改善すべき問題点はどこにあるかを尋ねたのが問Ⅱ-12である。この結果を読む際に、自由記述といううちはあるが、同類の間であるⅡ-4の改善が望まれる点のところも参考にしていただきたい。

① 問題点としてもっとも多くあげられた項目は、「他機関との間でスケジュールの調整がむずかしい」という非常に現実的な障害であった。全体53機関のうちの21、39.6%が改善すべき問題点としてあげている。次いで、「連携協力のための人手不足」が19、35.8%にのぼり、「他の業務が非行防止活動に比べて優先される」が10、18.7%で、この2項目の障害は純粋に機関内の問題点であり、現実的な障害である。人手が足りず他の業務が優先されるなら、非行防止専属の係員を増員すればよいのはすぐわかるのだが、しかし、わかってはいてもすぐには改善ができない難しい現実的な問題点である。先の「他機関とのスケジュールの調整がむずかしい」項目も人手不足や他の業務優先が原因している場合があると考えられるため、やはり同類の現実的な問題点であるといえよう。以上3つの項目は、機関内の現実的な問題点という意味で共通点をもつが、改善すべき問題点として選択された頻度は合わせて50と非常に多い。

② 次に、連携協力体制の運営に関する問題と呼ぶべき問題点について述べる。これは、連携協力活動を行う際の根幹となる問題であるが、「非行防止に有効な具体的方針、対策が連携協力体制内で十分確立されていない」と指摘する意見が13例（24.5%）みられた。今回の連携活動の内容の調査結果によれば、主たる連携活動は情報交換を目的とした連絡会的色彩が非常に強い。情報交換によって、各機関が独自に実施している非行に対する対処法や防止対策の実態あるいは各機関のかかえる悩みや問題に関する相互理解が深まると同時に、非行防止にかかわる人々の人的交流つまり「顔つなぎ」によって非行が発生した時の対応がスムーズに運べるというメリットが生まれる。それだけでも連携協力の果す役割は大きい。一方、連携協力体制のもう一つの重要なたらしきは、各機関のもつ経験、対策、理念を持ち寄ることによって現在子どもたちに浸透し、低年齢化しつつけている非行に歯止めをかけるのに有効な具体策や基本方針を生み出

し、それをよりどころに各機関が連携して、非行防止の協力活動をするなり、各々の現場に持ち返って生かすなりすることであろう。そうすることによってのみ、連携協力体制の真の目的が達成されると考えられる。その意味で、この問題点は重要である。「機関間に意見のくいちがいがある」（4例）という問題も、この問題点の解決に到る過渡的な障害として位置づけられよう。また、「複数の機関では動きづらい」（8例）という問題も、「他機関とのスケジュールの調整がむずかしい」とする現実的、実際の障害もからむが、やはり、体制内での非行防止に対する基本方針や対策が確立されていないこともその原因となっていると考えられよう。また、運営法の問題の1つであるが、「イニシアティブをとる機関がはっきりしない」とする指摘が9例（17.0%）あった。連携協力する場合、中心的役割を果たす機関があった方がよいのか、それともない方がよいのかはむずかしい問題であるが、「イニシアティブをとる機関がはっきりしない」ことが改善点としてあげられていることは、連携協力体制で主導的役割を果たす核となる機関の存在を一部の機関は望んでいるといえる。調査結果によると、連携組織の事務局局的立場をとることは、それぞれの現場で多忙な各機関にとって大変な負担である。その障害を軽減し、各機関が積極的に連携に参加できるようにするためには、連携組織を運営するための専従者なり、専門機関を独立して設置することが行政的施策として望まれよう。そのような基盤の上に立って連携協力体制が運営されるならば、連携協力活動は現在よりもその機能が十分発揮され、充実したものとなるであろう。

③ その他では、「相手機関に熱意が少ない」が7例（13.2%）、「機関内の考え方にくいちがいがある」が6例（11.3%）みられた。尚、各機関がどのような問題点を指摘しているかについては、表から読み取っていただきたい。

あなたの機関（組織）と他機関との連携に関する結果のまとめ

① 連携機関の有無を尋ねたところ（問Ⅱ-1）、連携機関「あり」が全体の88.7%、「なし」は11.3%であった。一部の小学校、PTAを除き、大半の機関は、他の機関と何らかのかたちで連携協力関係を結び、非行防止活動にあたっている。

② 具体的な連携内容について問うたところ（Ⅱ-2）、1機関あたりの平均連携機関数は約3.4であり、相手機関としては、中学校（61.7%）、警察署（55.3%）、PTA、校外指導委員会（55.3%）、小学校（38.3%）、教育委員会（31.9%）、地域自治会（21.3%）、青少年委員会（19.1

%), 児童相談所 (12.8%), 教育相談室 (10.6%) の順で多かった。

連携組織は7種類で、各機関が平均1.7の組織と関係している。連携組織として多くあげられていたのは、生活指導主任連絡協議会 (57.4%), 青少年問題対策協議会 (19.1%), 学警連 (14.9%), 非行防止対策協議会 (6.4%) である。

連携内容は、「情報交換」が87.2%と最も一般的で、あとは、「地域内の巡回指導」、「問題事例の相談」、「諸行事の実施」、「講演、座談会等の啓蒙活動」、「各種の非行対策実践運動」があげられる。

③ 他機関との連携協力活動の感想は (問Ⅱ-3)、「成果があがった (36.3%)」と「まずまずの成果があがった (48.9%)」が多く、その成果について否定的感想は10.6%みられた。全体では、現在連携協力体制をとっている機関の85%が連携の成果を認めている。

④ 問Ⅱ-4の連携協力でよかった点としてあげられたのは、「地域での子どもの非行の実態がつかめた (44.7%)」、「非行発生の防止のための指導に役立った (19.1%)」、「非行に関する専門的知識が得られた (10.6%)」などである。逆に改善が望まれる点は、「連絡会の参加者、運営法の改善 (12.8%)」と「連絡会の回数を多くする (12.8%)」がもっとも多く、ついで「連携協力の方針の確立、具体策の実践 (10.6%)」であった。

⑤ 連携協力に対する態度は (問Ⅱ-7)、各機関とも賛成、積極的、成果があがると評価しているが、ただ、

連携協力の際に果たしている役割は、機関によって、主導的であったり、従属的であったり、差がみられた。

⑥ 連携組織の構成機関数については (問Ⅱ-7)、多くの機関からなる組織を望む機関の数と3つ以下の機関からなる組織を望む機関の数とが半々であった。

⑦ 今後の新たな連携協力については (問Ⅱ-8、Ⅱ-9、Ⅱ-10)、各機関に新たな連携の意志、意欲はみられるが、その具体的な動きとなると、全体の30%の機関にみられるにとどまっている。

⑧ 新たな連携協力を望まない理由を尋ねたところ (問Ⅱ-11)、「現在以上の協力体制は負担が大きく無理である (52.4%)」が最大の理由で、ついで、「現在の協力体制の整備・統合は望むが新たな連携協力は望まない (47.6%)」が多く、全般に、連携協力体制による各機関の負担の大きさが強く印象づけられた。結果から連携協力体制の整備・統合の必要性が感じられた。

⑨ 連携協力体制で改善すべき問題点は (問Ⅱ-12)、現実的な問題点として、「他機関とのスケジュールの調整困難 (39.6%)」、「連携協力のための人手不足 (35.8%)」、「他の業務が非行防止活動に比べて優先される (18.7%)」があげられ、改善すべき点の過半数を占めているのが特徴である。次いで、「非行防止に有効な具体的方針、対策が連携協力体制内で十分確立されていない (24.5%)」が目立っている。

3. 年少非行の原因とその改善策について

未成年の非行についてはいつの時代でも誰もが、とく

問Ⅲ-1 近年、年少児の非行が増加傾向にあるといわれていますが、その最も大きな原因はどこにあると思いますか。下記のうち1つを選んでください。

- 1) 本人 2) 家庭 3) 学校 4) 社会環境

〔 番号 〕

表28 年少非行の原因

原 因	児童相談所	小学校	小学校PTA	中学校	中学校PTA	教育相談室	少年センター	警 察	計
本 人		1							1 (1.9%)
家 庭		17	10	5	7	1	2	1	43 (81.1%)
学 校									0 (0%)
社 会 環 境	1	3	1		1				6 (11.3%)
2項目以上選択			1	1					2 (3.8%)
無 回 答					1				1 (1.9%)
計	1	21	12	6	9	1	2	1	53 (100%)

に心を痛めた問題の一つであったが、それにもかかわらず近年は件数の急激な増加と、その上、年少化現象を示すに至り、年少児の非行問題は全国的な関心事になりつつある。とりわけ本調査に回答した各機関・組織では前述のとおり何らかの対策を施すなど、その予防に努力している。そこで、本調査の回答担当者による原因と改善策についての見解を示してもらった。その設問と集計結果は次のとおりである。

問Ⅲ-1で非行化の原因を究明したところ

① 表28によれば81.1%という高い率で「家庭」に非

行化原因ありと指摘している。対象児が14歳未満という年齢からみても生活面はもちろん精神的にも多くは未だ親に依存しているので、当然親及び家庭内環境から受ける影響は大きい。参考までに総理府広報室による「父親の意識に関する世論調査」（S57：7）に照してみると、子どもの非行の原因が「本人・家庭・学校・社会等の問題が複雑にからみ合っている。を示した者が33%であり、単独に「主として家庭。とした者は最も多く34%であった。しかし、「家庭」は本調査ではこれに比べて更に多い。

② また、上記調査では「主として本人。が11%を示

問Ⅲ-2 現在のような年少児の非行の増加は、本人自身のどのような状態が、又、家庭、学校、社会環境の何が原因であると考えますか。下の表のそれぞれについて、最もよく該当する項目から3項目を限度として、順に番号をつけてください。

本人	順位	家庭	順位	学校	順位	社会環境	順位
1) 感情のコントロールがつきにくい		1) 親の子どもに対する理解や愛情の不足		1) 先生と生徒の対話やふれ合いが少い		1) テレビ、広告、雑誌等の刺激が強すぎる	
2) 欲求不満・反抗の表現		2) 親子の対話やふれあいが少い		2) 先生の指導が受験や進学に偏っている		2) ゲームセンターやディスコ等の遊び場が多すぎる	
3) 性格の弱さ		3) 親が子どもに対して過保護、過干渉		3) 授業に魅力がない		3) 非行を許し、見のがしてしまう社会的風潮が強い	
4) 自己中心的		4) 親が子どもの能力や立場を無視して大きな期待をかけ過ぎる		4) 先生に教育者としての自信や権威がない		4) 健全育成のための施設や設備が不十分である	
5) 親を信頼していない		5) 親が子どもの駄や教育に無知、無関心、放任		5) 生徒同志の信頼関係の欠如		5) 非行防止のための広報活動が不十分である	
6) 金銭にこだわる		6) 両親の不和など家庭内にもめごとが多い		6) 生徒指導、相談機能が充実していない		6) 非行防止のための地域運動が活発でない	
7) 他人に対する思いやりの欠如		7) 親が自分の生き方に自信を失い権威を欠いている		7) 学校と父兄、地域住民との連携が不十分である		7) 地域住民の連帯意識の欠如	
8) 生命を大切に思わない		8) 父親か、母親、或は両親の不在		8)		8) 非行の相談に対処する機関の所在がはっきり知らされていない	
9) 知能が低い		9) 家庭が経済的に貧しい		その他		9) 非行の初期に於いて親が相談しやすい相談機関がない	
10) 神経症的		10) 父親か母親或は両親が病気がち		9)		10)	
11) 責任感がない		11)		10)		11)	
12)		その他				12)	
その他		12)				その他	
13)		13)					
14)							

表29 本人における非行原因

原 因	児童相 談所(1)	小学校 (2)	小学校 PTA(2)	中学校 (6)	中学校 PTA(9)	教育相 談室(1)	少年セ ンター(2)	警 察 (1)	計 (53)
1) 感情のコントロールがつきにくい	1	13	5	4	6	1	1		31(58.5%)
2) 欲求不満反抗の表現	1	5	4	1	2	1			14(26.4%)
3) 性格の弱さ		6	2	1	2		1	1	13(24.5%)
4) 自己中心的		13	8	5	6		1	1	34(64.2%)
5) 親を信頼していない		1	1	2	1				5 (9.4%)
6) 金銭にこだわる		1					1		2 (3.8%)
7) 他人に対する思いやりの欠如	1	13	6	3	3		1	1	28(52.8%)
8) 生命を大切に思わない		1			1				2 (3.8%)
9) 知能が低い				2	1	1			4 (7.5%)
10) 神経症的									0 (0%)
11) 責任感がない		8	6		2		1		17(32.1%)
そ の 他		1	1						2 (3.8%)
無 回 答			1		1				2 (3.8%)

表30 家庭における非行原因

原 因	児童相 談所(1)	小学校 (2)	小学校 PTA(2)	中学校 (6)	中学校 PTA(9)	教育相 談室(1)	少年セ ンター(2)	警 察 (1)	計 (53)
1) 親の理解や愛情の不足		6	6	3	4	1	1		21(39.6%)
2) 対話やふれあいが少ない		4		1	2			1	8(15.1%)
3) 過保護・過干渉	1	12	11	4	4		2		34(64.2%)
4) 子どもに期待のかけ過ぎ	1	5	5		1	1	2		15(28.3%)
5) 無知・無関心・放任		16	7	4	5			1	33(62.3%)
6) 両親の不和など		10	3	2	2	1	1	1	20(37.7%)
7) 親が自信を失い権威を欠く	1	4	3	3	3				14(26.4%)
8) 親の不在		2	1	1	3				7(13.2%)
9) 貧しい		1							1 (1.9%)
10) 親の病気									0 (0%)
そ の 他		2							2 (3.8%)
無 回 答					1				1 (1.9%)

したが、本調査の「本人」を原因とした者1.9%はこれに比べると少い。この両調査のこういった非行原因についての数値上の差は、調査対象群が違う、本調査は一部の地域を対象とした、年々非行に対する一般的な意識が変ってきている等に起因していると思われるが、いずれにしても第一に「家庭」に非行の原因があるという考え方に変わりはない。

年少非行の原因を更に分析すると、ひとつひとつの年少児の非行問題は、それぞれ本人の性格や状態、周囲の状況などが少しずつからみ合っている場合が多い。

次の問Ⅲ-2は非行の発生原因として本人について、又環境のそれぞれについて最もよく該当している項目を3項目まで指摘してもらった。但し、回答の多くは順位が付記されていなかったため、表は指摘された項目の頻度をそのまま集計したものである。

本人について（表29）

①「自己中心的」な子どもに非行問題が多いとする見解は回答者の約%が指摘している。つづいて「感情のコントロールがつきにくい」、「他人に対する思いやりの欠如」を指摘した者がそれぞれ半数を越している。自己

表31 学校における非行原因

原因	児童相談所(1)	小学校(2)	小学校PTA(3)	中学校(6)	中学校PTA(9)	教育相談室(1)	少年センター(2)	警察(1)	計(53)
1) 先生とのふれ合いが少い	1	15	7	4	4	1			32(60.4%)
2) 受験偏重	1	5	1		3	1	1		12(22.6%)
3) 魅力がない授業		10	9	2	3		1		25(47.2%)
4) 先生に自信や権威がない		9	8	4	4		2		27(50.9%)
5) 生徒同志の信頼欠如		4	2	2					8(15.1%)
6) 指導が充実していない	1	5	1	2	2				11(20.8%)
7) 父兄、地域との連携が不十分		7	1	3	2	1	2		16(30.2%)
その他		1	2		1				4(7.5%)
無回答		1	1		2			1	5(9.4%)

表32 社会環境における非行原因

原因	児童相談所(1)	小学校(2)	小学校PTA(3)	中学校(6)	中学校PTA(9)	教育相談室(1)	少年センター(2)	警察(1)	計(53)
1) マスコミの刺激が強すぎる		17	4	6	6	1	2	1	37(69.8%)
2) 遊び場が多すぎる		7	4	3	1			1	15(28.3%)
3) 非行を許す社会風潮	1	16	6	4	7	1	2		37(69.8%)
4) 健全育成の施設・設備が不十分	1	5	2	1	2				11(20.8%)
5) 広報活動が不十分			1						1(1.9%)
6) 地域の防止運動が不活潑		3	3	2	2				10(18.9%)
7) 連帯意識の欠如		12	3	2	3	1	2	1	23(43.4%)
8) 相談機関の所在が不明			1						1(1.9%)
9) 初期非行の相談機関がない	1	1	4		2				8(15.1%)
その他			1						1(1.9%)
無回答			2		1				3(5.7%)

中心的性格又は他人に対して思いやりのない行為は、戦争中の反動として戦後の風潮の一面であるから、大人にも多くみられる傾向であり、子どもでは、その模倣の結果と考えられる。

② 4番目の「責任感がない」が全体で32.1%だが、但し中学校(教員)では零である。参考までに全日本中学校長会による「問題行動の全般的傾向等の調査」(S58:3)の報告では、指導上最も困った事例内容として「無責任で罪悪感を持たない」が1位で、「責任を他に転嫁」が6位にあげられており、責任感のない子どもを問題視している。この両調査が示していることは、責任感のない子どもは中学生としては学級経営上困った問題を起すことが多いが、直接非行と結びつくことは少ないということであろうか。また、本調査によれば、むしろ小学校の時に責任感がないことが非行原因として問題視される傾向がある。

③ 項目(その他)には、「耐性がない」「エネルギーな体験の不足」等精神力の問題があげられている。

家庭について(表30)

① 「親が子どもに対して過保護、過干渉」が64.2%で1位である。とくに小学校PTAは12人中11人が自認している形である。

② 「親が子どもの教育に無知、無関心、放任」が62.3%である。この結果は①、②共、総理府広報室による「子供の意識に関する世論調査」(S57:12)で、「少年非行の増加は家庭ではどこに原因があるか。の間に中学生が答えて、「子どもが悪いことをしても親が叱らないから」が1位(47%)「親が細かいことまで口を出しすぎるから」が3位(36%)であったことから納得できる。いずれにしても親の自己中心性に依るところが大きいと思う。

学校について(表31)

問Ⅲ-3 年少非行の原因を改善するための対策として、どのようなことが必要であると考えますか。家庭・学校・社会環境のそれぞれについて、特に重要と考えられる対策を自由に記述してください。

表33 非行原因の改善策(家庭)

対 策	児童相談所(1)	小学校(2)	小学校PTA(3)	中学校(6)	中学校PTA(9)	教育相談室(1)	少年センター(2)	警察(1)	計(%)
親の責任において子どもを教育(躾)すること		8	1	3	2		1	1	16(30.2%)
両親が良識を持ち、愛情と信頼で結ばれた健全且円満な家庭を営む	1	4	2	2	2	1			12(22.6%)
親子のふれ合いや対話の時間を多く持ち、わが子を正しく把握すること		2	4	1	2			1	10(18.9%)
子どもに基本的な生活習慣を正しく教える		4	1	1					6(11.3%)
子どもに対して過度の期待、干渉のし過ぎ、ベットの愛情、放任等の親の自己中心性を捨てて子どもを受け入れること		1	2		3				6(11.3%)
父親が子どもの教育に参加し、父母が一貫した教育をする	1		2		1				4(7.5%)
母親教育、成人教育等の場によく参加する		3		1					4(7.5%)
(幼児期から)善悪をはっきり教える		2			1				3(5.7%)
親は社会との連帯感をもって育児をする		1	1	1					3(5.7%)
家族の一員としての自覚を実践の中で教えること(仕事の分担等)		3							3(5.7%)
がまんさせることを日常の生活で教える		1	1						2(3.8%)
思いやりの心を育てる		1	1						2(3.8%)
そ の 他					2				2(3.8%)
無 回 答		4	1		2		1		8(15.1%)

① 「先生と生徒の対話やふれ合いが少い」が全体で60.4%，小学校（教員）では71.4%，中学校（教員）では66.7%の指摘があった。前出の全日本中学校長会の調査でも、健全育成の面で最も力を入れたい教師の姿勢として「生徒との心のふれ合い」を高く評価していることなどからみてもゆとりある全人教育要望へのきざしがうかがわれる。

② 次に「先生に教育者としての自信や権威がない」が全体で50.9%，小学校（教員）で42.9%，中学校（教員）で66.7%である。これについても、上記の調査では教師の姿勢として「教師の識見を高め、信頼を回復する」を第一にあげていることからみても、教師の生徒指導に対する自覚ある姿勢がうかがわれ今後の明るい見通しである。

社会環境について（表32）

① 「テレビ、広告、雑誌等の刺激が強すぎる」が69.8%である。マスコミの営利主義は批判されるに価するが視聴者、読者側にも容易に受け入れている姿勢が問われる。この項目については、教育相談室、少年センター、警察、中学校（教員）のすべての回答者が指摘している。しかし小学校PTAは $\frac{1}{3}$ である。

② また同率で「非行を許し、見のがしてしまう社会的風潮が強い」が指摘されている。児相、教育相談室、少年センターのすべての回答者が指摘している。これは

大人のひとりひとりが非行に対する真剣な取り組みが欠けているということに他ならない。

③ 次に43.4%であるが「地域住民の連帯意識の欠如」がつづく。この項目は、教育相談室、少年センター、警察のすべての回答者が指摘していること、小学校（教員）の52%が指摘していることから考えると、年少者の非行予防には地域の連帯感の必要性が認められる。

以上のⅢ-2の集計結果から、本人についての非行原因を軸にして、子どものどんな性格や状態が環境にどんな影響を受けて非行現象が生じるかをみると以下のとおりである。

自己中心的 $\left\{ \begin{array}{l} \text{過保護、過干渉（家庭）74\%} \\ \text{先生とふれ合いが持てない（学校）53\%} \\ \text{テレビ、広告、雑誌等の刺激が強い（社会環境）76\%} \end{array} \right.$

感情のコントロールが
つきにくい $\left\{ \begin{array}{l} \text{過保護、過干渉（家庭）68\%} \\ \text{先生とふれ合いが持てない（学校）68\%} \\ \text{テレビ、広告、雑誌等の刺激が強い（社会環境）77\%} \end{array} \right.$

但し上表中の(%)は例えば本人の欄で「自己中心的」を指摘した者の中、家庭の欄で「過保護・過干渉」を指摘した者の割合が74%であることを示している。上表の人間像に非行を許し見のがしてしまう大人の行為が加わ

表34 非行原因の改善策（学校）

対 策	児童相 談所(1)	小学校 (2)	小学校 PTA(2)	中学校 (6)	中学校 PTA(9)	教育相 談室(1)	少年セ ンター(2)	警 察 (1)	計 53
ひとりひとりの子どもの能力に 応じた指導をし、特に落ちこ ぼれをなくすように心がける	1	5	4	2	2				14(26.4%)
教師は使命感を持って、指導 力を高める努力をすること (研修等)		3	6	1	1				11(20.8%)
教師と子ども又子ども同志の 信頼関係を深めひとりひとり の子どもの理解に努めること	1	5		1		1	1	1	10(18.9%)
初期非行に対する指導の徹底、 一致した指導体制		3		3				1	7(13.2%)
親しみやすく魅力ある学校 (先生、授業)であること		3	1	1	1				6(11.3%)
生活指導、道徳教育を強化し、 人間形成に重点をおく		4	1					1	6(11.3%)
教員制度及び学級編成等の見 直し		3			1				4(7.5%)
問題のある子と話し合いを十 分にし親と連絡を密にすること		3							3(5.7%)
子どもを固定して見たり、レ ッテルを貼ったりしない		1	1		1				3(5.7%)
そ の 他			1	1	2				4(7.5%)
無 回 答		3	1		2		1		7(13.2%)

表35 非行原因の改善策（社会環境）

対 策	児童相 談所(1)	小学校 (2)	小学校 PTA(2)	中学校 (6)	中学校 PTA(9)	教育相 談室(1)	少年セ ンター(2)	警 察 (1)	計 (53)
地域全体（家庭・学校も含む） が連帯感を持って不良環境を 浄化し子どもの育成につとめる	1	5	4	2	2		1	1	16(30.2%)
マスコミ及び娯楽設備による 俗悪な刺激を子どもの周囲か らとり除く		9	1	2	2				14(26.4%)
子どもの健全育成のための施 設、設備、人員等の充実や工 夫が望まれる		5	2		2				9(17.0%)
大人の無責任な行動及び利己 主義的な考え方を改める		5		3		1			9(17.0%)
子どもの非行問題は事実を正 しく報道すること		2			1				3 (5.7%)
大人がどの子どもの現状や将 来についても考えてやる			1		1				2 (3.8%)
子どもの無軌道振りや非行を 黙認又は理解を示すのは止め るべきである		1			1				2 (3.8%)
問題を起した子どもに周囲が 援助して立ち直りの機械を与 える	1								1 (1.9%)
自転車・オートバイ盗を防止 するために業者、地域の関係 機関への対策								1	1 (1.9%)
そ の 他		1	2	1					4 (7.5%)
無 回 答		3	3		3		1		10(18.9%)

問Ⅲ-4 年少児の非行防止活動を推進していくために、関係機関の連携の強化や、広報・啓蒙活動の充実などの施策がありますが、都道府県や市町村の行政当局に対してどのような施策を要望しますか。

表36 行政当局に対する要望施策

要 望	児童相 談所(1)	小学校 (2)	小学校 PTA(2)	中学校 (6)	中学校 PTA(9)	教育相 談室(1)	少年セ ンター(2)	警 察 (1)	計 (53)
マスコミ・娯楽設備等の俗悪 な社会風潮の是正		7	2	1					10(18.9%)
スポーツ・文化等施設の充実、 指導員の増加、活動の推進等		4	3	2	1				10(18.9%)
社会教育及び広報活動の増加 啓蒙を図る		2	2	1	1			1	7(13.2%)
教育費等予算の増加		2		2	2				6(11.3%)
相談施設の充実、特に親が気 軽に相談できる機関の設置及 び相談員の増員		1	2	2					5 (9.4%)
地域住民の協力を要請し、健 全育成の活動を広める		1		1	3				5 (9.4%)
使命感が持てる教員の養成及 び教員組合対策		2			1				3 (5.7%)
教員を増やして少数級編成、 子どもに接する時間的余裕等		1			1				2 (3.8%)
対策機関の一元化を図ること		1			1				2 (3.8%)
そ の 他		5	3	2	2	1			13(24.5%)
無 回 答	1	4	3		4		2		14(26.2%)

ると、非行発生の因果関係の一端をうかがうことができるのではないだろうか。

そこで、問Ⅲ-3は前問の非行原因を改善するための対策を自由記述で問うたものである。その結果をまとめ類型化すると表33～35のとおりである。

家庭について（表33）

① 親が責任ある態度で子どもを教育することが最も必要なことであるという見解が多い。（30.2%）

② 次に家族全員が和やかに信頼と愛情で結ばれているような円満な家庭、良識ある両親、家庭の理想形態へ向って努力するべきであるという提案が多い。（22.6%）

③ また、小学生については基本的な生活習慣、善悪のしつけ、がまんさせる、思いやりの心を育てるなど具体的な躾の必要さを小学校の教員とPTAが何人か述べている。

④ PTAの多くと児相は父親が教育に参加すること、父母が共通の考え方を持つことが大切であると述べている。現在、わが国では家庭が父親不在であることは衆知のことである。この裏づけとして前出の「父親の意識調査」の中で、「家庭における躾の担当者は父である」6%、「母」71%、「両親共に」22%の回答が示されている。即ち父親が子どもの躾や教育に参加していると自認している者は28%である。もっとも小・中学生の父親が社会では忙しい働き手であるから、この点の改善は難かしい問題を含んでいる。

学校について（表34）

① 教科内容の高度、多量なこと、ひとりひとりの能力に応じての個人指導をも考えるなど落ちこぼれを防ぐことの重要性を述べている者が多い（26.4%）。前出の「子供の意識調査」によれば「授業内容がほとんど理解できる」のは中学生で21%、小学生で33%しかない。このことも考え合わせるとやはり授業の持ち方に工夫があることが望ましい。

② 次に教師の使命感、指導力の向上、時間を越えた勤務も辞さない姿勢などが教師に要求されている。（20.8%）。特に小学校PTAの半数が望んでいる。

③ 又「非行に対する一致した指導」を中学校の教員が述べている（50%）前出の全日本中学校長会の調査によっても、「生徒の問題行動には全校で統一した指導をうちたて問題行動に対処している。ことを100%あげていることから、学校内の一致体制が当面の課題となっているのではないだろうか。

社会環境について（表35）

① 地域全体の連帯感、それによって不良環境を浄化する、又町会等の子ども会、奉仕活動、隣人同志や子ども

への親密な関係などが第一にあげられている。（30.2%）

② 次にポルノ雑誌、暴力テレビ等の追放、ゲームセンターなどの娯楽設備の排除をあげている。この意見は小学校・中学校の教員・PTAにみられる。しかし、その他の諸機関では、Ⅲ-2の設問で「テレビ、広告、雑誌等の刺激が強すぎる」の項目を指摘しているにもかかわらず、その対策としては何も述べられていない。マスコミ対策や娯楽施設管理等の改善は難かしい問題を含んでいるのだろうか。この点疑問が残る。

以上は家庭、学校、社会環境についてそれぞれの場合における年少児非行予防の改善策について、関係諸機関の回答者の見解をまとめたものであるが、問Ⅲ-4では、更に行政当局に対して要望したい施策を自由記述であげてもらった。

この自由記述の結果はⅢ-3の設問の場合と同様に、類型化して集計をこころみた。（表36）

① 行政当局に対する意見は、児相と少年センターからは回答が得られなかった。無回答は全体でも1/4強である。

② 「俗悪な社会風潮の是正」、その反面として「スポーツ、文化等指導設備の充実」が共に18.9%で最も多い。これらはすべて小・中学校の教員とPTAからの要望である。

③ 項目（その他）には、誤った福祉行政を改める、非行児施設の増設、成人までの法的違反も厳重に取締る、夜間の警官パトロールの強化、などの具体的な要望が述べられている。

「年少非行の原因と改善策」のおわりに

年少非行の原因は今までも各方面で究明されてきたが、非行の予防への努力はといえば各機関・組織で暫定的ななされているとはいえ未だ本格化されるところまで至っていないのが現状だと思う。しかし本調査によって回答者の多くが地域住民の連帯意識とか各機関の連携活動の重要性に深い理解と賛同を示していることが明かになった。各機関及び組織の年少非行に対する今後の予防活動に明るい見通しが持てると同時に、その成果を期待したい。他方 家庭についていうならば過保護・過干渉では健全な人格の形成は望めない。幼児から母親学級を計画するなどの行政指導も必要ではないだろうか。

<引用文献>

- 1) 父親の意識に関する世論調査 昭57年7月
総理府広報室
- 2) 子供の意識に関する世論調査 昭57年12月
総理府広報室

3) 問題行動の全般的傾向等の調査 昭58年3月
全日本中学校長会